

第百二十六回国
参議院内閣委員会會議録第三号

平成五年三月二十九日(月曜日)
午後一時開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

大久保直彦君

補欠選任

風間 昶君

出席者は左のとおり。

委員長 守住 有信君
理事 板垣 正君
田村 秀昭君
稲山 篤君
喜岡 淳君
石川 弘君
合馬 敬君
永野 茂門君
藤江 弘一君
齋 正敏君
小川 仁一君
瀬谷 英行君
風間 昶君
吉田 久之君
藤澤 弘君
高井 和伸君
寺澤 芳男君

委員

国務大臣 (内閣官房長官) 河野 洋平君
国務大臣 (総務庁長官) 鹿野 道彦君
国務大臣 (防衛庁長官) 中山 利生君
政府委員

内閣官房内閣内政審議室長 伊藤 博行君
兼内閣総理大臣官房内政審議室長
内閣総理大臣官房審議官 高岡 完治君
内閣総理大臣官房管理室長 石倉 寛治君
内閣総理大臣官房管理室長 柳井 俊二君
国際平和協力本部事務局次長 萩 次郎君
国際平和協力本部事務局次長 増島 俊之君
総務庁行政管理局長 稲葉 清敏君
総務庁恩給局長 村田 直昭君
防衛庁長官官房長 島山 蕃君
防衛庁防衛局長 諸富 増夫君
防衛庁教育訓練局長 秋山 昌廣君
防衛庁人事局長 菅野 清君
常任委員会専門員 櫻井 勝君
警察庁警務局人事課長 升田 純君
法務省民事局参事官 馬場 義宣君
法務省刑事局公安課長 石川 薫君
外務省欧亜局西欧第一課長 小町 恭士君
外務省欧亜局ロシア課長 神余 隆博君
外務省国際連合局国連政策課長 村瀬 松雄君
厚生省社会・援護局業務第一課長

事務局側
説明員
警務庁警務局人事課長
法務省民事局参事官
法務省刑事局公安課長
外務省欧亜局西欧第一課長
外務省欧亜局ロシア課長
外務省国際連合局国連政策課長
厚生省社会・援護局業務第一課長

本日の會議に付した案件
○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(守住有信君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る二十六日、大久保直彦君が委員を辞任され、その補欠として風間昶君が選任されました。

○委員長(守住有信君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は前回既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○齋正敏君 既正敏です。私は恩給の問題を考えますときは、戦後補償のあり方、それをトータルに考える視点からこの恩給の問題を議論したいわけでありまして、
そういう意味では、恩給担当の総務庁長官はもとより、官房長官にもぜひ質疑の内容に加わっていただいて御見解を伺いたい、このように考えているところですのでよろしくお願いいたします。

以前私は、この委員会でシベリア抑留者の請求権に関する質問をいたしました。その中で請求権の放棄というものは国家自身の請求権及び国家が自動的に持つていて考えられている外交保護権の放棄ということであって、人間個々人の請求権というものは国家が放棄することはできないというものを答弁いただいたわけでありまして、
そういうことに立つて考えてみますと、特に戦後補償という問題は、日本とアジアの関係を考える上で避けては通れない問題となっております。

戦後補償法が日本にはたくさん幾つございまして、
けれども、その中でも一番古い大正十二年から制定されておりますこの恩給法、前回、去年の審議のときにも私、国籍条項の問題を質疑いたしましたけれども、こういうようなところに日本の戦後補償のあり方、これの基本的な問題が内在していると、このようなことで質問をしたいわけでありまして、
近年は特に従軍慰安婦の問題を初めとして、サハリン残留の韓国・朝鮮人の補償の問題、また在日韓国人の傷痍軍人の補償の問題、B、C級戦犯の補償の問題、韓国の太平洋戦争犠牲者遺族会の軍人軍属の人たちの補償の要求、さまざまなこういった補償要求がなされてきておるところでありますので、こういうものに対して我が国としてどのように対応していくかという、こういう重要な問題を考えますときにおきまして、この戦後補償法の一環原点たる恩給法のあり方、これを精査すべきである、こう考えるところであります。
ところで、最初に外務省の方に確かめたのですが、欧米各国でございまして、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、この欧米各国における軍人に対する年金等の支給の実情について簡単に説明願いたいと思っております。

○説明員(石川薫君) お答え申し上げます。
委員ただいま御指摘の各国におきましては、かつて自国の軍隊に勤務中負傷または疾病にかかった者、もしくはその遺族に対しましては、自国籍を有する者のみならず、よその国籍の者に対しても年金または一時金を原則として支給している、このように承知いたしております。
○齋正敏君 ただいまは詳細の資料、外務省が作成した資料を私持っておりますけれども、要するに、アメリカにおきましてもイギリスにおきましてもフランスにおきましてもイタリアにおきましてもドイツにおきましても、この欧米各国で

は、すべて国籍の有無ではなくて兵役に服したかどうかというその観点に立つて、服した軍人すべてに年金または一時金が、額の差はそれぞれの国によってあるようにございませうけれども、支給がされている。

この意味において、我が国の支給のあり方とは基本的に違ふ。こういうことで理解してよろしいでしょうか。

○説明員(石川薫君) お答え申し上げます。

委員ただいま御指摘の各国につきまして、それでは申し述べたいと存じますが、基本的には委員の御理解で正しいと存じます。例えば、アメリカ、イギリス、イタリアの各国につきましては、原則として国籍による扱いの相違はないものと承知いたしております。

他方、例えばフランスにつきましては、旧いいわゆるフランス領土の住民の年金額はそれぞれの国の物価等を考慮して算定している、場合によっては低いものもあるというふうに承知しております。

ドイツにつきましても、近隣諸国とは条約がございしますが、その条約に従いまして支給を行つていて、このように承知いたしております。

○政府委員(稲葉清敏君) 日本国におきまして恩給法におきましては、日本国籍の保持を恩給の受給権の要件としておるわけでございしますが、これは、我が国の恩給制度が公務員と国の特別な関係に立脚した公務員年金制度である、そういう沿革なしは性格に由来するものでございまして、これは、大正十二年の恩給法の制定以来今日に至るまでの我が国の恩給制度の基本的な約束事の一つとなつておるものでございします。

○政府委員(稲葉清敏君) 現在、旧軍人恩給、普通恩給を受給されている方で最高額は、もとの階級が中将でございまして実在職年が三十四年の方がいらつしやいますけれども、この方が年額約四

百四十万円でございます。また、最低額につきましては、実在職年十二年以上で七十五歳未満の場合の方、こういった方は恩給年額の裁定された額に對しましてそれより高い最低保障額が適用されますが、その最低保障額が百五十四千八百円となつております。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

長に一本化するということ、あるいはその後においても、仮定俸給表等につきまして下厚いような改善をするというように、それから最低保障制度を導入する。そういったようなことにつきまして、できるだけ下に厚く上に薄いという改善をするように努めてきたところでございまして、戦前に比較しますと階級による差は非常に大きく縮小しているわけでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

○政府委員(稲葉清敏君) 確かに、恩給は国家補償的な性格は有するわけでございませうけれども、やはりその沿革から申しましてこれは年金制度であるという点には変わりないわけでございませう。したがって、恩給は国家補償であるという議論がよくされるのでございませうけれども、正確に言うところには、恩給は年金制度である、こういうことになると思ふのでございませう。

すべての者に保障する。」ということをつたっているわけでありますが、この規約と恩給法九条の国籍要件との関係伺いたいと思います。

○説明員(神余隆博君) 急な御質問をいただきまして、今担当の説明員がまだ参っておりませんが、できれば後刻正確に御報告させていただきます。私、必ずしも事実関係、この場で間違つたことを答えてもあれでございますので、大変申しわけありませんけれども。

○説正敏君 じゃ、見えたらず説明してください。よろしいですか。

○説明員(神余隆博君) そのようにします。

○説正敏君 これはとにかく効力を発している条約でございます。我が国においても効力を発している条約でありますので、そういう前提に立つて質問をします。

サンフランシスコ条約が一九五二年、昭和二十七年の四月二十八日に結ばれて、それによって日本の旧植民地出身の人が本人の意思とは関係なく日本国籍を失うことになりました。ある人は在日外国人となり、ある人は祖国の方で独立をされたわけでありまして、この人たちに恩給法九条の国籍要件を当てはめるのは極めて不当なことではないかというふうに思います。国際人権規約B規約二十六条に違反するものではないかと思うんですが、総務庁長官及び官房長官の御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(稲葉清敏君) ただいま御指摘のように、恩給法の国籍事項が国際人権規約B規約第二十六条に違反するかどうかということにつきましては、そういうB規約の経緯等について後ほど外務省から御説明があるようでございますが、私も恩給局が解釈権限を有しているわけではございませんけれども、ただ、この条項が合理的でかつ客観的な差を設けることまでも排除しているものではないというのが国際社会の解釈であるというふうには私も私どもは理解しているわけでございます。

先ほども申し上げましたように、恩給法において日本国籍の保持を恩給受給権の要件としているのは、公務員と国との特別の関係に立脚した公務員年金制度という我が国の恩給制度の沿革ないし性格に由来するものでございまして、これは合理的であると同時にすべての人に適用しているわけなので、客観性を持つものであるというふうに考えているわけでございます。

○説正敏君 では、両大臣も同一見解ですか。

○国務大臣(鹿野道彦君) ただいま答弁したとおりでございます。

○説正敏君 じゃ、ちよつと別の資料に基づいて質問いたしますが、一九七九年、昭和五十四年七月に恩給局が発行しました「恩給相談ハンドブック」というものがございまして、これがコピーでございまして、その間四とあるところに、国籍を失った人が新たに日本国籍を取得したときに恩給をもらえるかどうか、そういう問いを出して、その答えと解説をしているわけでありまして、この一番最後のところに、ある人に対しては特別の取り扱いがなされた、このように書かれておりますので、その特別な取り扱いをした理由ですね、それから具体的な件数、国籍の別、日本国籍を取得した日にち、また恩給を受けられるようになった日にちなどを順次説明してください。

○政府委員(稲葉清敏君) ただいま申し上げましたとおり、恩給法は、日本の国籍を失ったときは恩給受給権を失うという旨規定しております。昭和二十七年四月二十八日のサンフランシスコ平和条約の発効によって日本国籍を失った朝鮮半島及び台湾の出身の人々についてもこの規定が適用されて、恩給受給権は消滅することになるわけでございます。このことはこのハンドブックにも書いてあるわけでございますけれども、しかしながら、これらの人々のうち、平和条約の発効後比較的早い時期に日本に帰化して日本の国籍を取得して恩給の請求を行った人々につきましては、

平和条約発効に伴う国籍喪失は本人の意思によらないものでございまして、平和条約には国籍の選択権については何も規定してないわけでございますけれども、本人の意思によらないわけでございます。

その後、その方たちが日本に帰化したい、言いかえれば自分の意思で日本の国籍を選択するといふような意思表示があったものと考えられることと、それから、厚生省の方で所管しております援護法につきましては、帰化すれば援護法の適用を受けるとされておりました、それとの均衡も配慮せざるを得ない、こういう事情がございまして、そういった方々についてはさまざまな見地から考えて、平和条約の発効によって国籍を失うということにはされただけけれども、その後比較的早い時期に日本に帰化した、言いかえれば日本の国籍をそのまま保持していた、そういう意思表示がされた方につきまして、こういう人にもまあえて国籍事項を適用していくのはいかかなものか、こういう見地から恩給を支給するとしたところでございます。

しからば、それじゃそういう方たちは何人ぐらいいたのかというお尋ねでございますけれども、恩給の裁定件数が大変膨大でございまして、その中から帰化した者を完全に掌握するというのは非常に困難でございまして、随分調べさせていたでございます。現在把握しているところでは十二名でございます。そのうち、台湾出身者が七名、朝鮮半島出身者が五名という内訳になっております。

なお、これは皆非常に特殊なケースでございまして、例えばこういって十二名のうち五名ばかりは、昭和三十年にモロタイ島という島から帰還された方が五名ばかり含まれているんですけれども、例えばこの五名は台湾の出身者の方でございまして、いわゆる高砂族と言われている方でございます。昭和十八年に特別志願兵として入隊いたしました、以後南方を転戦いたしまして、インドネシアのハルマヘラ島という島がありますけれども、そのかなり近くの小さな島のモロタイ島というところに配属されて、そこで戦争をしているうちにジャングルの中で散り散りになって、その後もう日本の指揮系統が全く失われたところで皆さん再会いたしまして、そこで昭和三十年まで約十年間横井さんのような生活をしていました。

そういう方が三十年に発見されて、日本に帰られて、平和条約のことも知らず、国籍を失ったということも知らず、いや我々は日本人として戦争に参加して、これでその場で日本に帰化したい、日本の国籍を継続したい、そういうような方が多うございまして、そういう方々にまああなた方は日本人ではないよと言ふのはなかなか難しい事情もございまして、そういう裁定を行っているわけでございます。昭和四十九年ぐらゐまでに帰化された方についてこういってケースがあるというところでございまして。

○説正敏君 昭和四十九年ごろの国会の審議録やマスコミでの取り扱いではこういうものが出ていないというふうに思うんですが、該当者はどうしてこのような特別な取り扱いを受けることができるか、それを簡単に説明してください。

○政府委員(稲葉清敏君) これは何分にも古い話でございまして、先生おっしゃったように私も私どもも古い記録をいろいろ調べたのでございまして、私も、例えば、そういうことについては、先生おっしゃいましたようにそういう措置があるということ公表しているわけではございませんけれども、ただ、恩給は請求を待つて裁定するということをずつとやっておりますので、当時におきましても請求があったものについてはそういう措置をとっている。あるいはお問い合わせがあったり照会があったりした場合にはそのようにお答えしているわけでございます。したがってましてハンドブックにもそのように書いてある、こういう事情でございます。

○説正敏君 このハンドブックというのは何冊ぐ

らい印刷したんですか。

○政府委員(稲葉清毅君) ちよつと今資料の持ち合わせがございませんので、何冊かはわかりません。

○眞正敏君 要するに、ハンドブックに書いてあるからこれを見ればわかるじゃないかという、そういうことでは結局もうらうべき資格がある人でも申請することができないというふうに思ふんですね。やはり新聞にちゃんと載るとか、国会でそういう議論が行われて、それがマスコミに取り上げられるとかということがあつて初めて該当者の人は知ることができると思ふんです。そういうように思います。

この要件を満たしている人で、まだ恩給をもらっていない人というのはそういう意味からいって思うんですね。そういう人がいるかないかを調べるという気持ち、またさらに、もしそういう人がいて本人が申請をすれば今からでももらえるのかどうか、そういうことを説明してください。

○政府委員(稲葉清毅君) 原則として、恩給法においては国籍を失ったときは恩給の受給権を失う。ですから、帰化したとしてもその権利は回復しないというのが原則なのでございますけれども、しかし、先ほども申し上げましたように、平

和条約発効後比較的早い時期に帰化をして恩給の請求をしたという例については特例的な措置として恩給の支給を認めているところでございます。

今、先生からお尋ねのように、仮に、今後そのような人から請求があつた場合には、どのような事情で帰化をして、どのような事情で請求がおくれたのか、そういった事情をよく聞いた上で慎重に検討させていただきたいと思っております。

繰り返して申し上げますがけれども、恩給の場合、非常に大勢の方を対象としておりますので、私どもとして受給権があるかないかということについて個々に掌握することはできませんので、すべて請求を待つて審査しているというのが実態でございます。

○甄正敏君 日韓条約の対象とならない台湾出身

者、朝鮮籍の人も同じであるということではないですか。

○政府委員(稲葉清藏君) 日韓条約の対象とならない台湾籍の方あるいは北朝鮮籍の方につきましても、これは比較的早い時期に日本に帰化して、つまり、言いかえれば、平和条約発効時期において自分の意思で日本国籍を選択したであらうという推定ができる方につきましては、同じように扱うべきではないかと存じているわけなのでございますけれども、ただ、今後帰化するということになりますと、これは別の問題でございまして、あくまでも早い時期に帰化した方ということで考えさせていただきたいと思っております。

○**甌正敏君** そこがちよつとあれなんです、それ議論していると長くなりますので、そのうちまたやりたいと思います。

さつき国際人權規約のB規約のことをお尋ねしましたので、外務省の方からこの条約の発効について説明してください。

○説明員（神余隆博君） 先ほどは大変失礼申し上げました。

委員御質問の人權規約B規約、いわゆる市民的及び政治的權利に関する國際規約でございますが、この署名日は一九七八年五月三十日でございます。そして批准書寄託、すなわち批准の日は一九七九年六月二十一日となっております。それを受けて、我が国について効力を発生いたしましたのが一九七九年九月二十一日というふうになっております。

○断正敏君　それで、総務庁長官にお尋ねしたいんですが、総務庁の方から、事務方からでも最初は構いませんが、そもそもこの恩給法の九

条において、国籍を失いたるときは恩給権が消滅するというふうになっているわけなんですけれども、この恩給法の九条の「国籍ヲ失ヒタルトキ」というのには、サンフランシスコ条約のようなことういう条約によつて、本人の意思とは関係なく植民地の人たちが国籍を失うというような場合は想定されていなかったと考えるのが相当であろう、

正しいのではないかと思うんですけど、大正十二年の恩給法制定当時の立法の趣旨というものにかんがみていかなものでしょうか。

○政府委員(稲葉清毅君) 委員ただいまお尋ねの如く、
ように、私どもといたしましても、恩給法の制定
当時において、今のような形で日本の領土が一部
分割、独立することによって国籍の喪失をするこ
ういうようなことを想定していたとは思えない
わけでございます。しかしながら、昭和二十七年

に平和条約を締結しましたときも、そのときに恩給法につきましてどういふふうに扱うかという議論は当時はなされていなかったようでございます。て、そういったことは二国間条約にゆだねるとい

うことだったのかもしれないけれども、いずれにしても恩給法においては、日本国籍を有しない者には恩給を支給しないという法律になっており

まして、現に外国人である人々については恩給受給権はないものと考えているわけでございます。

○甌正敏君　長官、いかがですか。

○國務大臣（鹿野道彦君）　今、恩給局長から答弁申し上げましたとおり、基本的には、大正十二

年の恩給法制定以来今日に至るまでの恩給制度そのものの基本的な考え方だ、こういうふうなことだと思えます。

○甞正敏君 サンフランシスコ条約が発効して、その後、恩給法が復活しているわけですね。これが戦後補償法の基本というものになっているわけ

であつて、国籍条項というものによつて日本国籍以外の人を排除してゐないのは原爆の治療を受け

られるということだけでありまして、他のことについてはすべて国籍条項や国籍要件というのがあつて日本人だけにしか補償しないという、

これがやっぱり日本とアジアとの今後の関係を考
えていく上においても非常にネックになっている
のではないかと思うんですね。

そういうことを考えてみますと、その大正十二年の法律が制定された当時にはこのような条約によつて国籍を失うというようなことは想定されていなかったということなどにかんがみましても、

やはりこのサンフランシスコ条約によつて国籍を失つた人に対する特別な配慮、措置というものは当然今後考へていかなければならない問題でないかというふうに思ふんです。先ほどのハンドブックの例は極めて一つの古い一例でございますけれども、やはり特別な措置をここに講じているという前例もございますから思ふんです。

そこで、官房長官にちよつと最後に見解をぜひ承りたいんです。

今後のことというふうに考えていたのだと思いますが、サンフランシスコ条約によって一九五二年、昭和二十七年に日本国籍を失った人、このサンフランシスコ条約によって国籍を失った方の中

でも特にまず在日外国人のことを考えて、そこを手がかりにして、さらに先ほどの国際人権規約というものにまで視点を広めながら問題を解決して

いくのはいいのではないかと思いますのでお尋ねするんですけども、この在日外国人の人は日本の植民地支配によつて日本の国籍を強要されまし

た。そして、戦後日本に永住をしている特別な外国人という性格を持っています。またず

つと日本に税金を払い続けている、そういうもち
ろん外国人でもあります。

ておりますけれども、恩給法が大正年間にできた時点では全く想定をされていなかった事態によつて国籍を失つたということです。

さらには一九七九年の国際人権規約B規約発効から十年以上たっているというこういう現状でござ

国際社会の中で名譽ある地位を占めたいという
これが我が国の国是であると思ひますけれども、
います。

そういうことからかんがみましても、まずこの恩給法第九条の国籍要件そのものを法律から撤廃するのがベストであるというふうに私は考えている

ものでありますけれども、当面のところとして、サンフランシスコ条約で国籍を失ったすべての外国人に適用しないというふうにし、さらにはそこから国際条約、人権条約というものにまで日本の

戦後補償というのを広めていくという、こういう法の弾力的運用というものである問題を解決していくというものが求められる方向なのではないかと思うのですけれども、官房長官はどのように今後の方向についてお考えでしょうか。

○国務大臣(河野洋平君) 先ほど来総務庁恩給局長等が御説明を申し上げておりますとおり、国と公務員との関係というのについて長い間の歴史の積み上げが一方でございます。大正十二年でございませうか、この長い間の国と公務員との特別な関係というものが立脚した制度、この制度を見てもみますとやはり国籍条項というものはその根幹に触れる重要なものだ、これが一つどうしてもあると思います。しかし一方で、今委員が御指摘になつておりますような問題もそうした考え方が一部にあるということも承知をいたしております。特に委員はかねてからこうした問題に着目をして御議論を展開しておられるということも承知をいたしております。

そこで総務庁におかれましては、いろいろな角度で御検討をされたというふうに私は想像しておりますが、さまざまな角度から検討をした結果、本日の答弁になつておるといふことでございませう。私といたしましては、この問題については総務庁の御判断を支持したい、こういうふうにしていただければと存じます。

○正敏君 非常に残念です。戦後補償の問題というのは、外国の方からいろいろ従軍慰安婦の問題を初めとしてどんどん日本政府の方に要求が出てきている問題ですので、これをどうして解決していくかという重要な問題に関係しておりますから、ぜひ今後ともさらに検討を加えていただけたらいいというところをお願いしておきたい、そういうふうに思います。

議論は変わりますが、防衛庁の方にちよつと教育訓練の内容について質問しますので、担当の教育訓練の方をお願いいたします。
東京都小平市にあります自衛隊の調査学校でございませうが、この調査学校の中で心理戦防護課程

という課程がありますけれども、この課程ではどのようなことを教育訓練しているのか、概略説明してください。

○政府委員(諸富増夫君) お答えいたします。

先生御指摘のように、調査学校におきまして心理戦防護課程という課程を設けて教育をしております。これは内容は若干業務の性格上つまびらかにはできませんが、概略だけ申し上げますと、有事の際に自衛隊に對しまして部外からいろいろな意味の心理的な揺さぶりといひますか、そういうものが想定されます。そういう場合に、自衛隊は、団結といひますか、組織の団結を維持するといふことでそういう心理的な妨害に對しましてどういふふうに対応するのか、隊員が動揺しないようになつて、有事の際に、そういうときにはこういうふうに対応しろといふふうなことを勉強させておるといふのが内容でございます。

○正敏君 今の説明ですと、心理戦防護課程というのは外国から心理戦、謀略的な活動、スパイ活動的なことだと思ひますが、そういうものを受けたときに我が国の自衛隊がそれにどう対応するかという、こういう教育訓練であるという説明だったと思ひます。それでいいですか。

○政府委員(諸富増夫君) 私、申し上げました有事の際に自衛隊が仮に本土で戦うといふような場合を想定いたしますと、いろいろな形で、例えば航空機によるビラであるとか、あるいはいろいろな意味で向こうの陣営から我が方の陣営に早く投降せよとか、そういうふうな働きかけがあると、そういう意味でございます。

○正敏君 實際私持つております資料が、ちよつと古いんでんですが、昭和五十年の十一月十日から五十一年度の三月十一日までの間に陸上自衛隊の調査学校、小平市の調査学校で行われました情報教育第五教官室の教育実施計画、これがあつて、この期間に第十七期幹部心理戦防護課程教育実施計画といふものをつくつてそのとおり実施をしたといふ、そういうことは間違ひありませんか。

○政府委員(諸富増夫君) 先生御指摘の期間に心理戦防護課程という課程が確かに行われております。それは事實でございます。

○正敏君 この課程においてどのような、主に実技、実習、演習といひますか、こういう実習です、演習といふのがありますが、実習とか演習はどのようなものを行つたかといふことを概略説明できますか。

○政府委員(諸富増夫君) 総合実習という期間がその課程の中に設けられておりますことは事實でございますが、具体的にどういふことを行つておるかといふようなことにつきましてはちよつと御説明を差し控へさせていただきます、このように思ひます。

○正敏君 説明をいたさないやうなので、私の方から持つております資料に基づいてどういふことをやつたのか、実習したのかちよつと説明していただけます。

まず、昭和五十年の十一月二十五日から二十九日までの演習ですが、実習ですが、この期間に行われた訓練の内容なんですが、一万円作戦といふものが行われた。これは、この作戦のといひますか、訓練の目的は秘密組織の結成と資金集め、その目的を国民に説得する訓練と、こういうふうな位置づけられておりました。カバーネームなるものをこれを受けた自衛官の人たちが用ひまして、そしてにせの名刺をそれぞれがつくりまして一口何がしかの寄附を国民に對して集める。具体的にいは都内を回つて国防協会への寄附といふ形でこれを依頼して回つた、それぞれが手分けして回つた、こういう作戦がありました。

このとき、名前は申しませんが、それぞれ受講された人たちは当時実在をしております会社ないしさまざまな団体の名刺をつくりまして、名前だけ、カバーネームですか、いわゆるにせの名前を、自分の本名ではない名前をつけましてそしてそれぞれ都内を回つて寄附を募つて歩いてた、こういうことでありますが、このような訓練をしてゐる、実習したといふことですね。

さらにもう一点見ますと、投書作戦といふのがありまして、これは五十一年度の一月十日から一月三十一日の間に於いてそれぞれ投書を、自衛隊に非常国民の支持が集まるようにと、そういう目的の内容になつておりますが、このようないふ「桐十葉」といふ題の、十七期研修生が修了します直前に文集をつくりまして、そしてその中に皆書いてあることでございまして、そしてその中に皆書かれた方は、これも新聞の名前はきよはは挙げませんけれども、それぞれ大新聞であります、大新聞に、例えば「駅構内の除雪職員はどこに」といふことで、自衛隊員が一生懸命除雪をやつておるが、駅の職員がしてないといふような内容の投書をしてゐる。それから「自衛隊への偏見排せ」といふ、こういう内容の投書も行つておられます。

さらには、「今こそ青少年に徳育を」といふので、教員の名前になつておられますが、教員にしては極めて内容が問題な、勉強ばかりしているといふ精神障害者になるのではないかなどといふやうな、こういうことが書いてあるんで、これ本當に教員なのかどうかも疑わしいんですけれども、それを調べてみましたら、どうもそこまで私わかりませんでしたが、そういう「今こそ青少年に徳育を」といふ、題はすばらしいんですけども、こういうもの。「雪祭りが教えてくれたもの」、まだありますね、「野犬の事故をなくして」と、こういう題の投書も来ているんです。

こういう投書をしまして、これすべてこの訓練の、演習の、実習の課程の中で行つていふと、こういうことが資料の上で明らかだし、当時の新聞をこれ調べましてはつきりしておることなんですけれども、このような演習をしたといふことをお認めになりますか。それから、こういう演習、教育訓練の目的といふものはさつきおっしゃつたやうなことで合致するんでしようか。

○政府委員(諸富増夫君) お答えいたします。今、先生いろいろ御説明いただきましたが、実は、先般一部マスコミにそのような報道がございましたので、古いことではございますが、私ども

も念のために一応調査をいたしたところでございます。その結果、当時の調査学校の担当の教官等はほとんど退職しておられる状況でございます。いづれにしても資料としては、調査学校としては大体資料保存期間というのがございまして、数年でいずれも教員関係の資料については焼却処分になってございます。

したがって、在職しております教官なり当時の学生等からいろいろ聞き取りをいたしました結果、どうも新聞に報道されておられるようなところはなかなか特定できなかったというのが実情でございます。いづれにしてもそういうところが私どもの調査の結果でございます。

したがって、その目的その他について、私どももちゃんと事実関係が全く特定できないということでコメントを差し控えていただきたいと思います。思っております。

○断正敏君 教官の方はそれぞれもう退職してわからなかったとおっしゃいましたけれども、この「桐十葉」というものをつくられた編集委員長の人は現在、名前は申しませんが、現職自衛官です。事情をお聞きになりましたか。

○政府委員(諸富増夫君) いろいろと調査しました結果、今御指摘の資料を当時の学生がつくったというような記憶を持っておられる方もございました。

○断正敏君 もう一遍言ってください。

○政府委員(諸富増夫君) 当時の関係者に調査した結果、今先生が御指摘のような論文集といいますが、資料集みたいなものをつくったような記憶があるという方もございます。

そういうことで、事実関係はまだ特定しておられない、特定できなかったということでござい

ます。

○断正敏君 じゃ、今後さらに私が申しましたような内容のことをしたのかどうか、コメントができないというようになくて、やはり現職の自衛官の人もおられるし、やめた人だって事情聞けばわかりますから、もっとちゃんと調べて事実

が事実でないか、これを明らかにしてほしいし、さらに今日現在、ただいまのこの心理戦防護課程の訓練内容が昭和五十年当時と同じなのかどうかということについても大いなる疑義がありますので、この点もさらに明確にさせていただくために調査を要求したいと思いますが、どうですか。

○政府委員(諸富増夫君) 私ども、十分調査した結果、ただいま御説明いたしましたような結論に到達したわけではございまして、一部そういう報道に基づいたものにつきまして今後ともまた再調査をするというような気持ちは今のところ全くございません。

それから、内容につきましては、その報道に出ておりますようなことについて現在の調査学校でやっておりますかということになりますと、これは調査の結果、全くそういうことは現在行っておりません。

したがって、十数年前の事実関係について一応私どもとしては調査した結果、よく内容は特定できなかったということで調査は終了したというふうに御理解いただきたいと思えます。

○断正敏君 調査は終了したということは納得できないわけで、先ほどあなたはおっしゃったけれども、この「桐十葉」というもの、この論文集といいますが感想文集かわかりませんが、こういうものをつくった記憶があるという人が受けた人や教官の中にいたということをおっしゃったでしょう。おっしゃったのなら、この内容について真偽のほどを明らかにしなければならぬのじゃないですか。真偽のほどを明らかにしてください。

○政府委員(諸富増夫君) 先生御指摘の文章は、あくまでも防衛庁としていいますか調査学校として指導してつくられたとか、そういう性格のものではないというような調査結果でございます。あくまでも私的に学校卒業生がそれぞれ任意につくった文章でございますので、それを調査して事実関係をどうのこうのというところまでは、私どもとしては現在必要はないんじゃないかと考えて

おるところでございます。ましてやその内容について一々真偽のほどをコメントするという立場に、私は現在そういう立場には防衛庁としてないというふうに考えておるところであります。

○断正敏君 じゃ、ここに書いてある内容というのは、要するに、これは先ほど言いましたように心理戦防護課程の実習の内容の中であらう内容のことをやったと書いてあるわけですね。この「桐十葉」というものの中にはこういうふう

に書いてあるわけですか。であれば、こういうことを何のためにしたのか、何の目的でしたのか、新聞にこういうにせの投書をしたか、にせの名刺をつくって寄附を集めたりして、何のためにしたのかということはそれは古い話だからもういいというわけにはいかないんじゃないんですか。

まず、そういうことをしたのかしないのか事実をもう一遍調べなければいけないと思いますが、どうですか。防衛庁長官の方へ行きますと、話がもう一遍調査してください。

○政府委員(諸富増夫君) 今御指摘の中で、一部でございますが、いろいろ新聞に投稿したという記事が出ておりましたが、あれについては私ども調査した結果ではそういうことをやった記憶の学生が当時おったということで、内容は先ほど先生御説明ありましたように一部野犬の撲滅とかあるいは雪祭りへの協力とか、そういうことについて投稿したと。

これは、私ども事実をあくまでも確定した上の結論ではございませんが、事実といえますか真偽の過程をきくと特定したわけではございませんが、今推測しますと、心理戦防護課程というものを卒業するに当たって、いわゆる対心理、いろいろな妨害があったときに動揺しないように、隊員に幹部としていろいろ説得するといえますかそういう説得力あるいは文章表現力、そういうものを最終的に総合実習という形で投稿作戦といえますかそういう形で行ったということで、それは一部の学生、今おる職員でございますが、認めておるところでございます。

○断正敏君 カバーネームなる名前をそれぞれの受講生がつくって、そして名刺をそれぞれの人がつくっているというのはここにちゃんと資料に載っていますね。この資料を全部私拡大鏡かけて読みましたら何て書いてあるか全部わかりました。そういうのが目的なんですか。

○政府委員(諸富増夫君) 今、先生お手元に何かお持ちの資料でございますが、実は私も防衛庁としてそういう名称のものがあるという報道は承知しておりますが、現在確認したところ実物は発見できなかったというのが事実でございます。

○断正敏君 だから、発見できなかったでおしまいいじゃなくて、もしこれが事実なら、現職自衛隊員がにせの名刺をつくって、そして個々に東京都内を回ってお金を集めて歩いたということになれば問題でしょう。防衛庁長官、問題だと思いませんか、事実だとしたら。事実だとしたらですと、事実だと断定していません、私。事実だとしたら問題だと思いませんか。

○政府委員(諸富増夫君) 事実を特定できなかったわけでございますので、事実だとしたらという仮定の問題でお答えするのは私どもの立場上差し控えたいと思っております。

○断正敏君 だから調べてくださいと言っているわけですか。

○政府委員(諸富増夫君) いや、調べました結果、私が申し上げたようなことでございまして、何分非常に古いことでございましてその内容について特定できない、まあ一部の報道は私ども承知しておりますが、ということでございます。

○断正敏君 じゃ、そういうことをおっしゃるの、次回機会を見まして、ここに書いてあります、ここに参加をされた人の氏名、それからこのカバーネーム、どういうカバーネームを使ったか、そういうこともすべて特定して次回の機会にもっとさらにちゃんとただしたいと思うんです。

きょうは、新聞とかの名前も挙げませんでしたし、参加者の名前も挙げませんでした。すべてそ

ういう、いわゆるだれがどうしたというこの名前を全部、カバーネームがどうで、それが実名はどうでということも対照して調べましたけれども、それも全然挙げておりません。そういうことをしませんでしたのは私なりの配慮なんですけれども、調べるつもりはもうない、こういうふうにも局長がおっしゃるのなら、次またいろいろとこの方も考えたいと思います。

次へ行きます。カンボジアにおいて自衛隊が現地の住民の方を死亡させた事故について、事件について質問いたします。

まず最初に、一九九二年十月三十日の事件及び一九九三年一月十二日の事件について、まずこの事件は平和協力隊の業務としての事件、事故と言ってもいいですけども、自衛隊の業務の事故なのか、それをまず最初に仕分けしてください。

○政府委員(秋山昌廣君) カンボジア派遣施設大隊隊員の起こした二件の交通事故は、いずれも自衛隊法百条の七に基づき自衛隊の部隊等の実施する国際平和協力業務の遂行中に生じたものでございまして、これは自衛隊員として自衛隊の業務実施中の事故になるというふうに考えております。

○正副議長 ちよつとはつきりしないので、もう一遍ただしますが、官房長官の方がいいのかもしれないが、要するに自衛隊の業務なのか、自衛隊が平和協力業務を行っていたときの事故なのか、それを特定してくださいと言っているんです。あなたの答えではそれがわかりません。もう一遍言ってください。

○政府委員(秋山昌廣君) 自衛隊法の百条の七に、「長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託」云々と、「これを実施することができ」という規定がございまして、二つの事故につきまして、最初の昨年の十月の三十日の事故でございまして、これはカンボジア派遣施設大隊の隊員が貨機

材等の輸送のため走行中に起きた事故でございまして、ここの一月の交通事故もUNTAACから支給される物資を受領するため走行中の事故でございまして、いずれも自衛隊の業務実施中、つまり国際平和協力業務という業務の実施中の事故というところでございまして。

○正副議長 わかりました。自衛隊の部隊としての事故ですね。それでよろしいですね。その自衛隊の部隊としての事故なんですから、自衛隊の方で事故の内容を、私は事件だとか見ているんですけども、事件の内容、調査をされておると思えますので、それを説明してください。

○政府委員(秋山昌廣君) 二つの事件の概要ということでございまして、まず平成四年十月三十日に発生した交通事故の概要について申し上げます。日時、平成四年十月三十日金曜日の現地時間九時半ごろでございました。場所は、プノンペン南の約二十八キロの国道三号線上アレイトテン村でございました。相手方は、現地人の男性三十二歳でございました。事案の概要であります。民間船等でシアヌークビルに搬入いたしました貨機材等をシアヌークビルからタケオへ輸送するため、タケオからシアヌークビルに向かつて走行中の第一次カンボジア派遣施設大隊の大型トラック、これは輸送中隊の陸上長が運転中でありましたが、これが国道三号線においてモーターバイクに乗った現地人男性と接触しまして、当該男性は死亡したというものであります。

それから、平成五年一月十二日に発生した交通事故であります。これは日時、平成五年一月十二日火曜日の現地時間十五時五十分ごろでございまして。場所は、国道三号線と国道四号線の分岐点から西へ約二キロ行ったところの国道四号線上でございまして。相手方は、現地人の女性で四十八歳。事案の概要であります。UNTAACから支給される物資、これはコピー用紙であります。それを受領するためにトランジットキャンプに向かい走行中の第一次カンボジア派遣施設大隊の四輪駆動ワゴン車、これは本部管理中隊の二等陸曹が運

転中でありましたが、これが国道四号線におきまして自転車に乗った現地人女性と接触をし、当該女性死亡したというものであります。

いずれも現在UNTAACの調査が終了しております。また、事実関係の細部は確定しておらないところ、我が方現在まで把握しているのは以上のとおりであります。

○正副議長 この二件のことについて、防衛庁長官は現地の二人がお亡くなりになったということですので所感がおありだと思いますから、お述べ願いたいと思います。

○国務大臣(中山利生君) UNTAACに出動いたしました自衛隊の諸君が二件のこういう交通事故を起こしたということは大変残念なことでありまして、被害を受けられた方々に対しては心から御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

先生御承知のように、カンボジアは我が国と交通事情が全く違ひまして、交通事故あるいは交通のモラル等につきまして予想もできないような事態が想像されました。私どももテレビ等で拝見しておりますが大変なところで輸送業務を行っているんだという感じがいたしました。そういうことで、派遣隊員の諸君には厳重に、不測の事態であつても事故を起こさないようにということを強く要望をしております。こういうことはまさに残念であります。今後の処置については適切に処置をしていきたいと思っております。

○正副議長 今、自衛隊の警務隊ですか、そこで調査中ですが、この後の処分とか補償のことについて尋ねたいんですが、刑事処分、行政処分、民事補償というものが当然行われるわけでありまして、それはどのようなふうになっているのか、これは官房長官の所轄になるんですか、説明してください。

○政府委員(秋山昌廣君) ちよつと所管がいろいろ分かれておりますので恐縮でございまして、行政処分につきましては、先ほど申し上げま

したように国際平和協力業務という自衛隊の業務として行った過程での事故でございまして、防衛庁長官の懲戒処分手続というものが実際に進められていくわけでございます。

ただ、懲戒処分そのものは、

○正副議長 わかりました。それで。行政はそれでいいです、行政は。

○政府委員(秋山昌廣君) それと、あと懲戒処分の手続を進めておられますけれども、先ほど来説明いたしておりますように、UNTAACの方でも並行的に進めております事故調査の結果をみてみたい、その推移を見きわめたいということで、懲戒処分そのもの、あるいは行政的な対応についてはまだ決定しておりません。

○正副議長 刑事事件につきましては、この間国会での答弁を聞きまして、業務上過失致死死などの国外犯としての処罰規定はない、こういう答弁がございましたが、これは交通事故だから即業務上過失致死死というふうな断定はできません。運転していた人や乗っていた人の意図の問題、意思の問題、こういうものを調べてみないと業務上過失致死であるというものは断定できないわけですから、それをどういうふうに調べるのか、これをお願いしたい、そういうふうに思います。

なぜそういうことを私問題にするかといいますと、例えばこれから、ないことが一番望ましいんですが、銃、武器、こういうものの使用の規定も自衛隊にはつくつてあるわけですから、そういうような場合になります。これが正当防衛、緊急避難という場合に当たるのか、それとも一番極端な場合には武力行使に当たるのかというような場合でも事件そのものをよく調べてみないとわからないということになります。そういう事件が起きた場合、そういう場合にだれがどのような方法で最終的な刑事処分を決めるのかという、こういうことをきちつとしておかなければならないと思ひます。

そういう意味で、交通事故だからこれは国外犯

としての処罰規定がないからそれで一件落着きというふうなことにしないで、ちゃんと調べてほしいというふうな立場でお聞きしているので、お答えください。

○政府委員(秋山昌廣君) 私の方は現地に司法警察職員としての警察官を派遣しております。先生御案内と思いますが、刑事訴訟法第百八十九条の二項で「司法警察職員は、犯罪があると認料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」それから同第二百四十六条に「司法警察職員は、犯罪の捜査をしたときは」「速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならぬ。」云々という規定がございます。

本件も警察官が現地でこの隊員の起こした交通事故につきまして事実関係の調査をいたしました。犯罪があると思料した場合にももちろん直ちに捜査を開始するわけでございますが、事故直後よりU N T A C及び現地関係当局との調整あるいはいろいろ事実関係を調査したところでございますけれども、現時点で少なくとも刑法上の犯罪があるというふうな見方には立っておりませんので、それ以上の手続はしていないところでございます。

○断正敏君 検察の方にちよっとお伺いしたいんですが、派遣のP K O活動における刑事処分は派遣国の責任であるということになるわけですから、自衛隊の警務隊の方から事件の報告は今の説明では来ていないし、これからも来ないというふうな考えられますが、検察庁の方から能動的にこの事件の内容というんですか、それを調べるといふそういうつもりはございませんか。

○説明員(馬場義宣君) お答え申し上げます。今、先生御指摘の具体的な事案について私もお答えすることはちよっと差し控えていただきます。

ただ、一般論として申し上げさせていただきますと、刑事事件として捜査する必要がある、かつ第一次捜査機関において捜査するのが適当と思われる場合にあつては、検察としても適切に対応するものと考えております。

○断正敏君 今回の事件については、検察の方から能動的に事件を調べるといふつもりは今のところないということだと思いますが、日本国民ならだれでもこの事件の調査と真相ですね、本間に業務上過失致死なのかどうかというのを検察に調べてもらいたいということではできませんか。

○説明員(馬場義宣君) お答えいたします。これも一般論で申し上げますと、刑事訴訟法には犯罪の被害を受けた者が告訴をする、あるいは犯罪があることを承知している者が告発をするという形で捜査機関に捜査の開始を求めるという手続はございます。

○断正敏君 民事のことについてちよっとお伺いしますが、基本的にはU N T A Cの方で補償するということでありますが、この国連の方の補償に、遺族の人がその補償内容に不満というふうな気持ちを持った場合に、日本の裁判所に訴えを起こすことが可能でしょうか。

○説明員(升田純君) 御質問の御趣旨は、法律的に考えてみますと、実体法上の問題と手続法上の問題があるわけでございます。まず、手続法上の問題といたしましては、カンボジアの方が、我が国を被告とする民事訴訟でございまして、これを我が国の裁判所に提起することはできるわけでございます。

次に、実体法上の問題と申しますのは、損害賠償請求権の内容につきましてどの国の法律を適用するかという問題でございます。これにつきましては、例えば一般人である日本人が外国で自動車事故を起こした場合の法律関係を考えてみますと、我が国に法例という法律がございますけれども、その十一條の一項によりまして、不法行為による損害賠償請求権の存否、効力は、その原因となる事実が発生した国、交通事故の場合には交通事故の発生した国の法律が適用されることになっております。自衛隊員が外国におきまして国連平和維持活動の職務に従事していたときに交通事故

故を起こした場合、この法理をそのまま適用することになりますと、本件の場合ではカンボジアの法律が適用されることになるわけでございます。しかし、このような一般的な一般民事に適用する従来の考え方を本件のような新しい事態に適用することにつきましては問題があり、新しい解釈が必要であるという見解もございまして、この点につきましては議論のあるところでございます。それで、本件のような場合、我が国の国家賠償法が適用あるいは類推適用されるという考え方もあるわけでございます。

ところで、本件の場合に国家賠償法が適用されるときは幾つかの問題がございます。我が国の裁判所に訴訟が提起されるという要件のもとに活動が国連のコマンドのもとにある活動であるといった事情から、国家賠償法一条一項に言います国家権力の行使に当たるとかどうかという点の問題になるわけでございますけれども、この点につきましては具体的な事案に即して解決すべき問題でございまして、私どもとしては事案の具体的な内容を承知しておりませんので、意見を差し控えていただきたいと思います。

それから二つ目の問題でございまして、実は国家賠償法の第六條というところに、被害者が外国人である場合、国家賠償法に基づきまして我が国に対して損害賠償を請求しようとする場合には、相互保証がない限り国家賠償法の規定が適用されないということになっております。本件の場合には、日本人が被害者になった場合に、カンボジアの法律によりまして日本人がカンボジアの国に対して損害賠償を請求することが認められていないならば、カンボジア人が日本の国に対して国家賠償法に基づきまして損害賠償を請求することはできない、こういう関係になっております。この観点からは、カンボジアにおきましてどのような相互保証を認める法律があるかどうかという点が問題にならうかと思っております。

いずれにしても、本件のような事案につきましては、具体的な紛争が訴訟として裁判所に提起された後に、最終的には裁判所によって判断されるべき事柄というぐあいに考えております。

○断正敏君 最後のところはよくわかりました。最終的に裁判所が判断することであるということだけはわかりました。要するに、これは内閣総理大臣が指揮権を持ってカンボジアに、これからはモザンビークにも、モザンビークのことを聞こうと思つていたんですが聞けませんでした。モザンビークの方にも今後派遣するそうですけれども、そういう世界各地に自衛隊などをP K O活動に派遣していくわけですから、それは私人が向うの現地の私人を事故死させたとか何か加えたわけでありまして、国家とその国の国民との関係の問題になるわけですから、その点は一番最初の段階の方に言われたのは全く基本的には間違いないということを指摘しておきたい、そういうふうに思います。

質問はこれで終わります。

○岡田淳君 社会党の喜岡でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

断正敏君 先生御指摘に

今、P K Oに参加されておる自衛隊の施設部隊、それから文民警察官、あるいは停戦監視のいわゆる三つのグループが現地で御苦労されておるわけですが、この三つのグループの人それぞれについて、処遇とか待遇、取り扱い等々についてはあまねく公平、平等にやるのが当然であると思っておりますが、まずその点について御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(柳井俊二君) ただいま先生御指摘になりました三つの分野に現在我が国からの隊員が派遣されておるわけでございますが、その処遇と申しましていろいろ面がございますけれども、例え私どもの方で準備し、政府として決定

いたします。

今、P K Oに参加されておる自衛隊の施設部隊、それから文民警察官、あるいは停戦監視のいわゆる三つのグループが現地で御苦労されておるわけですが、この三つのグループの人それぞれについて、処遇とか待遇、取り扱い等々についてはあまねく公平、平等にやるのが当然であると思っておりますが、まずその点について御見解を伺いたいと思ひます。

いたしました国際平和協力手当、そのようなものについてはそれぞれの勤務環境、生活条件等を勘案しまして決めた金額がございしますが、このようなものは平等に適用されておる次第でござい

○喜岡淳君 さて、一月十二日の深夜のことですが、カンボジア西部のシエムレアプ付近の日本人文民警察官の宿舎が攻撃を受けて、完全に焼け落ちております。幸い日本人の警察官は休暇中だったということで一命を取りとめておりますけれども、現地に残っておりましてカンボジア人の女性二名は死亡いたしております。それからインドとガーナの警察官の二名の方もけがをされております。

これ以外にも文民警察官の宿舎がたびたび襲われております。そういう意味では、文民警察官の安全についてどういふ御認識を持っておられるでしょうか。

○政府委員(柳井俊二君) ただいまお話にございました一月の事件につきましては、私も大変憂慮した次第でございします。文民警察官の場合は七十五名行っておりまして、これが五名から十名ぐらいの単位でカンボジアのいろいろなところにいわばばらばらに配置されているわけでございします。

そこで、安全面の問題でございしますが、基本的には文民警察官の安全というものにつきましてはUNTAACの方で配慮することにはなっておりますけれども、私もそういったしましては、例えば通信の面でございしますとかあるいは装備の面、あるいは研修の面での準備等々で安全面の配慮を私も日本政府としてできる限りのことはするように努力している次第でございします。

○喜岡淳君 去年、おとしの国会の論議の中でも、やはり自己完結型の自衛隊でなければ安全性は守れないということで、自衛隊派遣についてはかなりの論議がやりとりされてきたわけですね。しかし、現実にはカンボジアに展開しております日本人の関係者を見れば、自衛隊の皆さんは確かに

に御苦労されておるとは聞いておりますけれども、ボル・ポト派の攻撃のないところに七百数十人がそれぞれ自己完結型の生活をされておるわけですね。日本の家族といつても電話連絡がつく、テレビを見て、テレビゲームを楽しむこともできる、食べるものも、水も、お互い相互に毎日日本語による会話もやられておるわけです。

停戦監視団の皆さんも、ブノンペンに駐在する方と、そしてベトナム国境沿いに二人でチームを組んで三チーム派遣されておりますが、この人たちもいわば戦闘のさなかにはいないわけですね。そして文民警察官だけが銃火を交える最前線の現場に配置をされておるわけです。今回の派遣は警察官に犠牲を負わせて、自衛隊は後方に下がるという上からの派遣だったんでしようか。

○政府委員(柳井俊二君) 確かに、法案の審議に当たりましては自衛隊の問題というのが非常に前面に出ていたと記憶しております。ただ、現実の配置につきましては、これはあくまでもUNTAACの方で決定する問題でございまして、現在、幸い自衛隊の施設部隊がおりますタクオの周辺は平和でございしますけれども、配置先によつては停戦違反等が相当頻発する地域もあるわけでございします。

停戦監視員につきましては、第一次の停戦監視員が先ほど先生おっしゃいましたように国境につきましては三カ所に二人ずつ、それからブノンペンに二人というような配置でございましたけれども、今回第二次の八名の方が行かれましたので、この第二次の停戦監視員は一人ずつ別々の八カ所に配置されることに最近なつた次第でございします。

また、文民警察官につきましても、相当広い地域にいろいろなところに配置されておりますが、中には確かに停戦違反あるいは武装集団による攻撃事件の比較的多い地域もございします。そういうところにつきましては、私もそういったし置を講じましてできる限り安全に配慮している次第でございします。

○喜岡淳君 安全面の配慮の問題であります。このシエムレアプの警察官宿舎が完全に焼け落ちて、もしそこにいれば日本人は五人とも死んでおったというこの事件が起きたわけでありましてけれども、カンボジアに展開する他の文民警察官の方ではそういうことは知らなかった、後日日本からの短波放送によつてそういうことを後で知つたと、そういうような配置になつておるわけです。事前のレクチャーとは全然違う状況に今なつておる。単なる派遣といひますけれども、非常に危険なところの中で勤務についておる。御本人方も何とか任務としてやらなければならぬという義務的な気持ちの中でやつておられるわけですね。

私も、かねてから選挙監視とか文民警察の派遣を要求してまいりましたけれども、こんなお粗末な状態ではこれは国民や世界の派遣に当たつての納得は得られないと思うんです。停戦合意は守られておるとそれは皆さん方いつも言うでしよう。しかしこれは森を見て木を見ない議論でしよう。現実ではこういうことがいっぱい起きておるわけですね。

したがって、私は、日本政府が国連本部と交わした今度の業務内容、とりわけ文民警察分野での業務内容、この中に安全のための措置ということが盛り込まれておりますので、これをぜひ検討していただきたいと思います。安全のための措置、「隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示又は事務総長等の指図を受ける暇がないときは、業務を一時休止する。」「電話がないんですからどうやって指図を受けるんですか。連絡のしようもないですよ。ですから、こういった実態砲火を交えておる最前線の場合には、私は直ちに警察官の皆さんには業務の中断、安全なところに引き返していただきたい、そういうふうに思います。

しかし、そうはいってもまだまだ文民警察の皆さん方はあちこちに展開しております。私どもの調べでは、通信手段をとにかく確保したい。この孤立感が最高の問題になつておると把握をいたし

ております。そういう意味では、自衛隊も使っておりますが、インマルサットによる電話の問題です。これは一セット二百四十万ですからね、安いものです。警察官の皆さん方にどういふふうにかの通信手段を確保されるおつもりなのか、責任ある御答弁をお願いいたします。家族も期待をいたしております。

○政府委員(柳井俊二君) 安全面、それから福祉面も含めまして隊員の個人の皆様の心理的な側面等々からいひまして、この通信手段が大変重要なことであるというところは私も重々承知して、そのために努力をしているところでございします。UNTAACの場合、文民警察に限りませんがその要員のための通信手段と申しますものはこれは当然UNTAACの方で、UNTAACの場合にはオーストラリアの通信兵が各地に配属されておまして、これが確保することになつております。ただ、これが完全に十分かどうかということになりますと、場所によつてはなかなか思うようにはいかないということがあつても事実でございします。

そこで、私もそういったしましては、現在、結論的に申しますといろいろな問題がある、治安上その他問題があるという地域に重点的にインマルサットを配備しております。文民警察につきましては現在五台配備中でございます。現在一台故障したということがございします。今取りかえの手続きをとつておりますが、今後ともそういう通信手段の確保ということには引き続き努力してまいりたいと考えております。

なお、インマルサットの利用の形態でございしますが、これは政府がリースの形でリース料を払つて借り上げて、そのほかは度々料と申しますか、その使用に応じて料金を払うという形でやっております。

なお、シエムレアプの一月の事件後に追加配付したわけでございしますけれども、その際、このインマルサットというのは現在非常にあちこちで需要がございまして、当時市場に十分な数がないというところもございしました。またリース料もかなり

高いということもございまして、いろいろ技術的、財政的な制約がございしますが、何よりも安全ということが大事でございまして、私どもは引き続きそういう通信手段の整備ということに努力をしまいたいと思っております。

○委員長(守住有信君) もう時間が余りありませんので。

○喜岡淳君 二時三十分までわずかしかりませんので、最後に一つだけ警察庁にお尋ねをしたいと思っております。

国連との約束では七月三十一日までということになっております。もし国連の方から延長の要望があった場合は、私は当然新しいメンバーが派遣をされるべきだというふうに思っております。

そして、最後にお尋ねしたいことは、七月末に無事任務を終了された文民警察官七十五名の皆さんの帰任後の処遇の問題であります。

この活動に参加されたことを、今後の処遇の際、特に私はそれなりの配慮をした対応を警察庁の方ですべきが当然ではないかというふうに思いますが、カンボジアPKOに参加された警察官の帰任後の処遇についてお考えを教えてくださいたいと思っております。

○説明員(櫻井勝君) 先ほど来出ておりますとおり、大変劣悪な生活環境等の中で連日文民警察官、勤務をされているわけですが、今のところ大きなけがもなく、病氣もせずに士気は依然高いものがございます。心強く思っている次第でございます。そこで、彼らが帰任しました際には、表彰等によりましてその労苦に対して十分報いてまいれる所存であります。

○喜岡淳君 以上です。

○藤江弘一君 実は、私も八、九年前でございすが、今政府委員がお座りになつて席に座つていたわけでありまして、そちらに座つていらっしゃる方が気が楽じゃないかと思ひながら質問をさせていただきます。

まず、恩給の基本的な性格でございすが、こ

のことに付いては、もう既に何度も国家補償的なものであると、こういう御返事をいただいていると思ひます。しかし、要は定義ではなくその内容であると思ひます。その国家補償にふさわしい内容の充実というものに努力していく、このことは関係者の当然の責務であらうかと思ひます。

そこで、その国家補償としての恩給を担当される総務庁の基本方針は何かでしようか。

私、最近、「恩給」というこの雑誌で恩給局長の記事を見させていただいたわけでありまして、「お客様は神様です」。そのお客様には一つは行政対象者、一つは国民というふうな意味のようでありまして、一つは「だから難しい注文をつけられたり無理をいわれても、顧客の立場に立つてその感じ方や意見を尊重し、その要請に応えるように努めて行かなければならない」、「行政の直接の対象に対する、迅速で効果的な処理が要請される」。場合によっては弾力的な措置が望まれる」ということを書いておられるわけでありまして、また、ことにそのとおりでございすが、私も受給者の立場からいいますと、まことに信頼するに足る恩給局であらうかと思ひます。

言うまでもなく、いろいろな制約条件があらうと思ひますが、まず第一義的に考えるのは、受給者の立場、受給者の実態を常に把握し、そして受給者の声に謙虚に誠実に耳を傾ける、これが私は基本的な姿勢でなければならぬと思ひますが、このことについて総務庁長官のお考えをお伺いさせていただきます。

○政府委員(稲葉清毅君) 先にちよつと答弁させていただきました。私の書いたものを御引用していただいておりますので、先輩局長に御答弁させていただきます。ただいま私の文章を引用していただいておりますが、基本姿勢としては、そこに書いてあるような姿勢で運営しているつもりでございまして、

恩給に關しましては、ただいま委員からお話

がございましたように、国家補償的な性格ということに十分に思ひをいたしまして、かつ恩給制度全体にわたるバランスに配慮しながら受給者の方々の処遇改善にこれまで努めてきたところでございまして、今後ともこの基本方針に立つて、各方面からの御意見にも耳を傾けながら適正な恩給行政を進めてまいりたい、これが恩給局としての基本姿勢でございまして、

○藤江弘一君 長官、いかがでしようか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 恩給が国家補償的なことになりまして、性格を持つ年金制度であるというふうなことは、結局は相互扶助の精神に基づいて、いわゆる保険数理の原則により運営される他の公的年金と違いまして、国が公務員との特別な関係に基づいて全額国費をもつて給付を行うというところにあるのではないかと、

そういうふうな考えです。

そのようなことから、今恩給局長から答弁申し上げましたとおり、恩給制度全体のバランス等に配慮しながら受給者の方々の処遇の改善に努めていかなければならないと、こういうふうな考えです。

○藤江弘一君 これまでの御説明でも、社会保障制度とは明確な一線を画している、したがって、年金一元化の対象となっていないわけでありまして、けれども、生活保護との違いはどうでしようか。

これまでの恩給局の説明では、生活保護は社会扶助の観点から、資産その他のあらゆるものを活用してもなお最低生活を維持できない場合に、その者の必要に応じて個別にその最低生活を保障する建前のものであるが、恩給は、忠実に公務に従事した公務員に対する国の補償として、恩給以外の収入、資産の有無等を問うことなく、退職当時の俸給と在職年に応じて定められる、このように言

つておられますが、このとおりですか。

○政府委員(稲葉清毅君) おおむねそのとおりでございまして、ただいま委員から御指摘ございましたように、生活保護の場合には、その方の所得とか資産をすべて活用しても生活ができない方に

対して保障するのに対しまして、恩給の場合は、公務員として就職したときのお約束等に従つて国の義務を果たしていくという点から、資産の有無あるいは他の所得の有無、これは高額の方には若干の調整がありますけれども、そういうことは関係なく支給していると、こういうこと

でございまして、

○藤江弘一君 ところで、実態として生活保護よりも低い恩給があるというところは、これは事実でございまして、

そこで、もちろん足りなければ生活保護をもらえばいいじゃないか、こういうお考え方もあります。しかし、過去の栄光であるとか、現在、地域から大変尊敬されているという方々が生活保護に甘んじることができないという、こういう立場の方がおられることも当然でありまして、う。したがって、この点について目を閉ざしていいのかどうか。これについてはいろんな方法があるかと思ひます。仮定俸給の見直し、その他いろんなことがあると思ひますが、少なくともその点について、これから前向きに御検討いただくことをお願いしたいと思ひます。

○政府委員(稲葉清毅君) ただいま一部の恩給の受給者の中で生活保護を受けざるを得ない方がいらつしやるというお話でございまして、平成三年の厚生省の調査によりますと、生活保護を受ける者九十三万二千九百七十一人のうち、恩給あるいは援護年金の受給者というものは五千三百七十四人で、〇・六%でございまして、この五千三百七十四人というところは、恩給を受けている方の比率からいいますと、私どもとしましては、そういう方がいらつしやるということとは心にためていかなければならないことではございまして、これは恩給の話と生活保護の話は別のものから別のものであらうと、このように考えている次第でございまして、

○藤江弘一君 軍人恩給制度については、御承知のように、マツカーサー指令によりまして一時セ

のままでございますれば、そのとおりなんでございます。

○藤江弘一君 ちよつと時間がないから、影響するかもしれないだけをお答えください。

○政府委員(稲葉清敏君) はい。したがって、そういつた旧軍人等が実際に生じた損失ばかりでなくて、筆舌に尽くしがたい過酷な環境で勤務したことをさらに評価せよということを軍恩連盟の方では主張されているのだと思えますけれども、そういったことにつきましては。

○藤江弘一君 ちよつと委員長、答弁が全然違います。

私が申し上げたのは、この改善をすることによって何に一体どれだけの影響があるかと申し上げておるんです。

これも巷間行き渡ったペーパーでありましてけれども、千七百億という話がある。波及効果がそれだけあるというんです。一体その根拠は何でしょうか。恩給局としてその中身について推定ができますか。

それからもう一つ、昭和五十五年に新しく設定された段階で、それまで五〇%の方が六〇%に上がっているわけです。これと同じ趣旨です。そのことを実現するためにどういう波及効果、つまりはね返りがあったのか。それからもう一つ申せば、今度の特別改善、これは大変に受給者としてはありがたいことだと思えますけれども、そのために一体どういう波及があったのでしょうか。そのことをお聞きしたいと思うわけでありまして、それは省略いたします。

しかし、問題は、今申しましたように、私どものどうも主張というものを曲解しておられる。つまり、今局長がはしなくも申されたように、加算を反映してくれと、そんなこと私もはちつとも要求してない。加算が反映されてない状況なので皆さんに気の毒なことになっている。今の五〇%という率、六〇%という率、七五%という率、これは何にも根拠がない、はつきり申し上げ

て。したがって我々としては長年の悲願として、それをもし加算に算入するというのであれば全部一〇〇%になります。もし仮にその一定割合を算入するというのであれば今の四段階を根拠から覆すことになるでしょう。

しかしそうではない。私もそんなこと決して言っていない。せめて、皆さんお気の毒だから五〇%を少しでも上げてくだされ。六〇%を上げてくだされ。そして平均寿命に既に到達してきて、しかも年々の欠格者はだんだんふえています。このことは十分御承知でありましよう。これは御承知のように、傷痍軍人にもそのままだね返る、傷痍特にもね返る、そういう方々を含めて百三十万の方の悲願であります。冒頭にお聞きしたように、もし本場に迅速かつ弾力的に対応していただければ、そのことをぜひお願いをしたいと思うわけでありまして。

以上であります。特に答弁は必要ではありませぬ。

○風間和君 公明党の風間です。

昭和六十二年から総合勘案方式というのを利用したということですが、その理由は一体何なんですか。明確に簡単に答えていただきたい。

○政府委員(稲葉清敏君) 恩給の改定方式につきましては、それ以前には公務員給与に連動して改定をしていたわけでございます。

ただ、公的年金の制度の改革との関係で、公的年金全般と恩給との間にいわゆる官民格差がある、恩給の方が改定率が高いじゃないか、そういう御批判が随分ございまして、第二次臨時行政調査会、それから第一次行革審等から公的年金制度の改革に関連して、この恩給のベースアップについても他の公的年金に倣った形で見直しを行うべきではないか、こういう御意見がございまして、それから私も鋭意検討したわけでございます。恩給は他の公的年金制度とはいろいろ違う面もございますので、必ずしも他の公的年金と連動するような、物価にスライドするような形は適当でな

いだらう、ただし、御指摘を受けているように公務員給与にスライドをするのも妥当ではないだろう。

そこで、いわば間をとるような形でたまたま恩給法に第二条ノ二というのがございまして、ここで、公務員給与の改定は物価の変動等の諸事情を総合勘案するというのが定められておりますので、その法律どおり運用したらいのではありませんかというところで昭和六十二年以降総合勘案方式というのがとられたわけでございます。

○風間和君 じゃ、今回の恩給の改定率、ベースアップ二・六六%というのは、六十二年から過去七回、公務員給与の改定率八割、消費者物価上昇率二割の総合勘案方式というふうにお話にございました。そうすると、計算を実際にやってみましたら、本場に八割と二割の加算方式になるといふわけですが、計算式はいわゆるルールとして確立しているというふうに理解していいんですか。

○政府委員(稲葉清敏君) 委員ただいま御指摘のように、確かにこの数年間は公務員給与、これ行(俸給表で)ございまして、それで八割、消費者物価二割というふうなウェイトでの勘案になっておりますけれども、これは決して計算式として確立したわけではございませんで、やっぱりその年その年で国民の生活水準、公務員給与とあるいは消費者物価の上昇率、そういったようなものを勘案して決めていくというところで、たまたまこの数年はそういう数字になっているというところでございまして、決して計算式として確立されたとか、八、二で案分したとかそういうものではございません。

○風間和君 たまたまと言うけれども、七年間そういう形で計算式ができていようなら思えるわけではございまして、そうすると今後ともその割合を維持していくおつもりなんですか。

○政府委員(稲葉清敏君) 例えば、この数年間たまたま総合勘案の結果がこういった割合になっているということは、ある意味で、この数年間国民

の生活水準あるいは公務員給与の上昇率、物価の上昇率といったようなものがその年その年の変動はありますけれども、全体として見てはそれほどその関係がかわっていないというところから、こういうことになっているわけではございまして、その辺の基本的な条件が変われば、またそこまでのようなものを総合勘案するかという考え方が異なってくるのは当然であらうかと思っております。

○風間和君 わかりました。でもやっぱりどう見てもベースアップやなんか一律になっているというふうな気がしてならないわけです。

それで、公務員給与の改定は極端に非常に下位のクラスほど重視されているように思えるわけですが。要するに、国家公務員の行政職の俸給表(一)の昨年の改定率は一級五・三、二級四・四%であるのに、五級、六級はだんだんと、七、八級クラスは二・三、十級、十一級は二・二%になっているわけでありまして、こうした状況から現在の恩給改定一律主義といったようなことが現役の公務員給与とのバランス上問題があるんではないでしょうか、いかがですか。

○政府委員(稲葉清敏君) この点につきましては、いろいろ御議論はあるかと思われるわけですが、私どもとしては本年改定率を提議されているような内容が大方の御理解を得ている内容だと思っております。

確かに、恩給の改定をめぐりましては、受給者からはできるだけ多くのという要請がございまして、財政当局者あるいはほかのお立場の方からは、ただいまちよつとお話が出たような、少し高過ぎるのではないかと御批判があるわけではございます。私もそういったことは、皆様から同じようにおしかりを受ける程度のことではございません。

○風間和君 次に、七十五歳以上の方の改定率は一般恩給の改定率の二・六六%を〇・五%上回る三・一五から三・一七%と優遇した理由というのは何か、お伺いしたいというふうに思っています。

○政府委員(稲葉清敏君) 普通恩給の最低保障制

ですから、やっぱり現実には郵便局の段階で相談の具体的なところまでお答えしていけるような、まだ実態になっていないんじゃないかと思うんです。ですから、その辺のことも実際に窓口業務、支払いだけじゃなくて、そういった問題についてまで、債権管理まできつと郵便局の方にしたいだけということであるならば、もう少し恩給局としても具体的な御指導をぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

○政府委員(稲葉清義君) ただいまの御指摘、十分にかみしめて対応してまいりたいと思っております。

○風間健君 よくかみしめて、かんでください。

総理府にお願いしたいと思いますが、シベリア等戦後強制抑留者の贈呈事業についてお伺いしたいんですが、最後の質問で時間がちよつとオーバーして申しわけございません。あす、あさつてがいれば請求期限でありますけれども、恩給不受給者、恩給受給者、それから抑留中死亡者の方々の対象者はつかんでいきますからいいですけれども、請求件数もつかんでいきますからいいですけれども、処理件数はどのくらいになっているのか、もちろんパーセンテージとして出てくると思いますが、数等教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(高岡完治君) 処理件数は二十八万二千件でございます。対象者に対しては割合は六二・四％、約六二％近くになる数字でございます。

○風間健君 そうすると、三割弱の方がこの贈呈事業から外れているわけですね。これまでテレビなどを通してメディアで随分と総理府の広報活動を私も見ましたけれども、御苦勞さまたことだつたわけですね。六割は超えていると言つても三割の方が受けられないというのは極めて低いと思つておるわけですね。せつかくこういふいい制度があるわけですから、できるだけ数多くの対象者の方が贈呈を受けられるように、もし請求し損なつた方、これでもうあした、あさつてで終わらなわけですね、もうだめですよと。

何か、これはもうちよつと請求期限を延ばすといふんですが、これを最後の質問にして御返答いただければいいと思ひます。

か、特段の御配慮をいただければというふうに思ふんですが、これを最後の質問にして御返答いただければいいと思ひます。

○政府委員(高岡完治君) もちろん三十一日で終了したわけでございますけれども、ただ請求の意思を三十一日まで明確に私どもの方にお示しをいただければ具体的な手続、多少その事務的な手続がございまして、それから、それが多少四月にずれ込んで私どもとしては請求の意思が期限内に明確にされたということでは処理をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○風間健君 質問を終わります。ありがとうございます。

○高井和伸君 私は、恩給問題で初めて質問するという立場から基本的に日ごろから考えている大きな枠組みの問題になるかもしませんが、諸問題について質問したいと思ひますけれども、特に恩給の問題と絡めまして、先ほど既委員も御質問された戦後の補償という側面のトータル的な観点についても御質問させていただきたいと思つております。

今までの質疑を聞いておりまして、恩給法という国家公務員であつた方に雇ひ主の国が約束どおりきつちり老後の補償をするという側面からの制度がいろいろ説かれ、そして特に戦地加算というふうな要素が非常に問題になり、それに準じているような類似の方々が恩給法に準じた取り扱いをしてくれ、こういうことでいろいろ問題が生じているという問題が、私は議員になつてから受け付ける陳情などを見ましても、大変でつかい問題が残されたままになっているらうと、こういうふうな認識を持っております。

そこでまず、ちよつと大きい問題になりますけれども、この恩給法は古い法律ですけれども、戦後は昭和二十八年から始まつたと聞いております。戦後から含めまして四十一年以上たつていすにもかわらず、かなり細かい議論がなされて延々続けられ、まだ定着した運用が図られていないような雰囲気に見えます。これはどこに理由があるんでしょうか。

○政府委員(稲葉清義君) いろいろ理由はあると思ふんですが、一つには戦後一時恩給が停止しまして、二十八年に復活したときにいろいろ制限が加えられて復活した。そのために戦前の水準にまで戻すために各般の方々がいろいろ御努力をされてきた、それからさらに戦前にできた法律が終戦前後のいろいろな我が国の置かれた特殊な事情、つまり恩給の受給者の置かれた特殊な事情に必ずしも対応していなかった面があるので、その辺を補うためにいろいろな新しい制度というものを検討しなければならなかった。

そういうふうなもろもろの事情がございまして、いろいろ今日に至るまで恩給をめぐりましてはさまざまな御議論がなされているのが実態というふうに考えておる次第でございます。

○高井和伸君 そういふときに、昭和六十一年に第一次臨時行革審が最終答申で、「恩給制度については、年金制度改正とのバランスを考慮して、必要な見直しを急ぐ」といふような答申が出ました。これに対しては先ほど質問がありましたが、総合勘案方式という方に流れていったと思ふんですが、先ほどおつちやられた戦前のレベルに復活するのには時間がかかつた、あるいは戦前の特殊事情を恩給法に配慮し切れなかつたのをだんだん手当てしてきたという要素は関係あるんでしょうか。

それから第二点は、こういう最終答申に対する当局の対応は今までどうされたか、この二点について質問します。

○政府委員(稲葉清義君) 臨時行革審の答申の趣旨は、公的年金制度を改革する際に、非常に官民のアンバランスがある、官民格差がある。恩給制度がかなり受給者について優遇されているために民といひますか、他の公的年金制度についての検討をする際に支障を生じるのではないかと。したがって、恩給制度についてもそういった他の公的制

う御提言であつたと思うわけでございます。

そこで、それを受けまして、私どももいたしましては、それでは恩給制度というものをどのような方向で見直していったらいいかということについて鋭意検討したわけでございますけれども、恩給制度というものが原則として他の年金制度と非常に違う点が多いかと思いますが、それは例えば対象者が原則として既に既裁定者であつて新規参入者というのではないわけでございます。

それから、対象者の大部分が旧軍人でございますが、これまた旧軍人というものはほかの年金の対象者と違ひまして、転職の自由もなく、あるいは非常に服務規律の厳しい中で特殊な勤務をしてきた、そういう事情がございまして、また、そういう方の御遺族が多く含まれていて、ということがある。それから極めて高齢な方が多い。こういう非常な特殊な事情がございまして、見直しをして他の年金制度と同様のレベルでこの問題に対処することは必ずしも適切ではないんじゃないか、そういうことで現在の総合勘案方式になつた、そういう歴史がございまして。

○高井和伸君 今の答弁の中にありましたけれども、新規参入者が多いという具体的な発言で、私の思うところはこういう恩給制度の何というのですか、一番先々法律の使命を達するまでのプログラムというかシミュレーションというか、そういうものは大体どんなふうに見定されてい

○政府委員(稲葉清義君) 先生お尋ねの御趣旨が、将来の恩給の受給者はどのようなものになるかというお尋ねであらうかと存するわけでございます。これは将来の恩給の受給者がどのようになつていくか、現在の時点で年率にして四％ぐらゐ減少しているわけなんではないかと。一つには恩給には転給という問題がございまして、例えば普通恩給を受給している方御本人が亡くなりましてその御遺族の方が扶助料を転給する、それから恩給の受給者というものは原則として配属者あるいは御両親、御子息に限られてくるわ

けなすけれども、御子息の場合は普通の場合ですと、成人になった時点で扶助料の受給権失うんですが、中には障害を受けられた方、そういったような方については失わないということもございまして、なかなかそう大きくは減少してまいりません。

例えば、いろいろな仮定を置いて将来を推計しますと、五年後の平成十年度には現在の百八十七万が約百六十二万人ぐらゐまで減少するのではないかと。十年後の平成十五年度には百二十六万人ぐらゐ、これは現時点に比しますと三二%減でございまして、そのぐらゐまで減少するんじゃないか、こういうふうに見込まれております。

それで、内容的にも御本人に対する恩給がだんだん減って扶助料等に転給していくというふうな考えられるわけでございまして、私どもとしては大体その辺までを念頭に置きつつ行政を進めてまいりたいと考えております。

○高井和伸君 今のお話を聞いていますと、本人が死亡なると扶助料に変わっていくと、そういう面で大分先へ続いていくことになるんでしょけれども、本来的な本人支給という問題については、かなり早目に最終地点が見られるんじゃないかなと思います。私の言いたいことはまた後でまとめて申し上げます。

そこで、私が言いたいのは、戦後も四十五年を過ぎて五十年に近づきつつある今日において、戦後補償という問題でたくさん問題がまだ未処理と言ふべきか、政府から見れば処理済みと言ふべきか、国民から見ると満足できないと言ふべきか、そういった状況がいろんな場面で生じて現在も問題になっている。

そういうときに私が思うのは、特に恩給法が、先ほどおっしゃられましたように官民格差が大きいというか、官が非常に重要視されて、軍人加算というところが大変重きをなして、軍人だったことによる恩給というものがやっぱり一つの基準になつて、その基準を目指して、例えば過酷な勤務条件であつた、あるいは戦地という特殊事情があ

つたということに加算されていく中で、特に戦争による被害者が同じようなレベルであるのに、公務員あるいは軍人だけ、先ほどの言葉によれば補償的、年金的というような言葉が出てきましたけれども、そういったレベルで官が非常に重要視された。そのために民というか、そういった側面の戦争にまつる被害者が納得できない、腹におさまらない。

こういうことで、いろんな要求というか国民の声が上がってきて、それが例えば旧陸海軍従軍看護婦の問題とか、元日赤看護婦の問題とか、それからもう一つ端的に恩給資格者の問題とか、台湾住民である元日本兵の問題とか、それから引揚者の問題あるいは戦後強制抑留者の問題、こういった問題が次々と出てきた。日本の国家の方針だった戦争に協力したのは、それは軍人さんと同じだけれども、それに伴って同じようなレベルで、程度の差はある、量的な差はある、期間の差はある、そういった差のある人たちが十分に恩給の世界から見たら満足できない世界に來ているんじゃないかなと思う。

私が言っているのは、恩給法の世界がどうのこうのというんじゃないで、その基準を見た場合と、いうことを言っているわけですが、その基準を見た場合、非常にいろんな制度が今まで行われてきて、簡単に言いますと慰労給付金でそれなりの手当がなされた、特定弔慰金という制度で手当てがなされた、あるいは特別交付金ということの手当てがなされた。それから、現在は平和祈念の基金で手当てをしつつあるというふうないろんな場面での戦後処理がなされてきているだろうと私は思うわけ。

そこで、端的に官房長官にお尋ねしたいんですけれども、現在特に従軍慰安婦の問題というところが戦後の問題に今なっております。端的に私の直接的な体験から質問するのも丁度いいんですが、けれども、私は名古屋で空襲で昭和二十年の三月にやられちゃいまして、身内はみんな生き残りましてよかったです、家は焼かれ、生活環境は激

変し、田舎に疎開するという、云々かんぬんということ、軍人さんとは違いますが、それなりに周りの人は大変たくさん亡くなつておられる。

端的に言うと、戦争罹災者に対する対応から軍人さんへの恩給というような問題の幅を見ると、これは政府としてこの戦後補償が完璧になされた、こう無謬性を強調されるはずでございまして、こういった国民感情から見ても、恩給法というでんとした大きい枠組みがセットされて、それに続くいろんなものもろの問題の落差を見ていくときに、何か国民はまだ納得していないというふうには感じております。

そういった面での政府の対応としてはどうされたのか、そして今後どうされようとしておられるのかお尋ねします。

○国務大臣(河野洋平君) 御自身の御体験もございまして、いろいろこの場面になつてくると、つまり、戦後四十五年、五十年近くになつてくると、気になる部分、気がつく部分があるというところもお話を伺っているとわかります。

終戦直後の混乱期では見えなかったことが、時代がたつて見えてくるものの中にはあるかと思ひます。そして、今先生御指摘になつた幾つかの問題などが指摘をされて、これも気になる、こういう問題もある、こうした問題もあるなという問題が幾つか出てきておりましたので、政府といたしましては、戦後処理懇談会というものを処理するための戦後処理問題懇談会というものをつくつて、そこで戦後のさまざまな言つてみれば未解決の問題といひますか、気になる問題をピックアップしていろいろ議論をしてきたところでございまして。

まず、その議論をいたしますについて基本的に考えますことは、確かに焼夷弾で家を焼かれたとおっしゃる方もあります。中には、直接銃撃を受けて命を失われた方もおられる。戦災に遭われて肉親を失われた方もおられる。つまり、過ぐる日の大戦というのは、日本の国民がすべてと

言つていいほど多くの方々がいろんな意味で被害を受けた。

その被害の大小はさまざまで、命を失つたという方から肉親を失つた、友人を失つたあるいは物的な損害があつた、精神的にもいろいろあつた、それまでに築いた社会的な信用を失つた、あるいは青春の一時を失つたということに至るまでさまざまな被害があつて、その被害の何といひますか、その被害がどのぐらゐの大きさであるかということはなかなか一人一人の主観的な問題もあるし、それから客観的にももちろんそれは評価できるものもあるでしょう。さまざまあつて、考えてみれば、あの戦争というものはやはり多くの国民に多くの被害を与えたというこの事実は我々重く感じないわけにはいきません。

しかしながら、そうした中で、みんなで努力し合ひたいわり合ひながら、営々として努力を積み重ねてきた結果、今日があるわけで、今日、我々がこの社会の中で生きていくということもまた事実でございまして、そうしたこともいろいろ受けとめて、もちろん先生御指摘のとおり、恩給資格者の問題とかシベリア抑留者の問題とか、今日どうしてもまだ気になる問題というものをピックアップして、これらの問題をどういうふうな処理をすることがいいか。とりわけ、対外的なことも先生御指摘の従軍慰安婦の方々の問題でございまして、あるいはシベリアその他で強制労働をなさつた今では外国籍の方々の問題とか、こうした問題についてどう考えるかというふうなことをさまざま戦後処理懇談会で御議論をいただいたわけでございます。

その戦後処理懇談会の御議論を踏まえて、政府として、この処理はこういうふうな処理をしようという整理を結局いたしまして、高岡審議官もおられますが、平和祈念事業でございまして、そうしたことをやって、そうした方々に対する慰藉の気持ちであらわしていくということで、一つの部分はそれでやらせていただく。

それからもう一つ、さらに精神的な問題もございませう。あるいはその他もろもろのやらなければならぬもの、つまり調査を続けなければならぬものもある。従軍慰安婦の問題などはそのまさに一つでございますが、そうしたことにについてはさらに事実を突きとめたいと思いますが、真実の姿をもう一度確認する、そしてそれによつてさらに我々の気持ちをあらわすというのを考えていくという仕事もまだまだ残っているわけでございます。

いずれにしても、私どもはあの戦いが残した傷跡、あるいは精神的な我々の心の中にあるものをやはり大事にしながら、次の世代にそういう伝えるべきものはきちつと伝えながら、国際的にもこれから先日本が果たすべき役割をきちつと果たしていく、あるいは国民の皆さんにも、平和で繁栄する社会をつくるっていくということで責任を果たしていくことが今は大事なことで、こういうふうな考えているわけでございます。

○委員(守住有信君) もう時間が余りないから、もうちょっと、一分。

○高井和伸君 一分間で質問します。

○委員(守住有信君) 質問はだめ、言うだけ。回答は時間がオーバーする。ほかの方々がおられる。

○高井和伸君 わかりました。じゃ私の提案だけにいたします、委員長の叱責によりまして。

今、官房長官からの御答弁にございましたように、基本的には私は恩給法をベースに皆さんは自分の被害をはかっているんだらう、こういうふうな考えております。その大きな枠組みにおいて、恩給法が過ぎてそのほかは悪いということが国民感情じゃなかろうかと思っております。

しかしながら、今までおつしやられた非常に多方面にわたる御努力を多としながら、やはり調査を続けるものがあるとおつしやられました。先ほど挙げませんでしたけれども、朝鮮人強制連行、強制労働事件というのでもまだあります。私の提案は、そういったものを含めまして、戦後五十年を

迎えるときまでに、国際的に戦後補償をすべて終えるような施策をぜひ官房長官のもとでまとめていただいて、国際社会に対して我が国も戦後補償は終わった、体制ができたというようなことで御努力願いたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○委員(高岡完治君) ありがとうございます。

三月五日に東京高等裁判所はこの問題で判決を下し、控訴を棄却いたしました。私はこの問題、いろいろ調べました。今までの新聞報道、それから議事録、裁判の記録等を調べまして、私はこれはもう不合理性というのを非常に強く感じます。第一に、一九四九年のジュネーブ条約では、その第六十六条で、捕虜が属する国は、これはこの場合は日本ですが、抑留国の未払いの賃金を補償する責任があるということを規定しております。

ところが、この問題で本当に不合理性を感じますのは、グアムとかマレーシアとかシンガポール、これはアメリカ、イギリス軍のもので抑留者の問題であります。これは帰国した際に労働に対する支払いを受けております。ところが、シベリア抑留者は受けていない。なぜグアム、マレーシア、シンガポール等々は受けたかという経過は私知っております。裁判のいろんな判決の内容も知っております。私は、今質問したいのは、なぜ前者の場合は受け、後者の場合は受けられないかという説明を受けたいということではございません。

私が質問したいのは、一方では受け、一方では受けていないというこの現実がある、このことを不合理だというふうにお考えになるかどうかというところについて、まず一般的な問題ですから、もし今よろしければ官房長官にお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(高岡完治君) 必ずしも私の立場でお

答え申し上げる正確な立場にはないと思っておりますけれども、これは今月の初めに東京高裁で示された判決文、あるいはそれに先立ちます第一審の判決文をあらためていただきますとよく御承知だと思います。御理解をいただけるのではないかと存じます。

私の立場ではこれしかお答えできませんので、御理解を賜りたいと思います。

○委員(高岡完治君) 理解できないから不合理じゃないかという質問をしているので、そう理解せよと言われてもなかなか理解できません。

不合理性というものを感ずるもう一つの具体的な問題について、これもまたそう理解せよという答えが返ってきたんではこれはもう何とも質問のしようがないんですが、一つの具体的な問題も一つ質問いたします。

私は、シベリアの抑留者のすべての方々がきちつとした国家補償を受けるべきである、受けなければならぬ、そう当然思いますけれども、特に二階堂綱男さんという方がいらつしやいます。この方は一九四九年以降、例のジュネーブ条約ができて以降も一九五六年までシベリアに抑留された。裁判でも、また国会の議論の中でも、政府はこの抑留者は四九年以前にも帰国しているのだ、だからこのジュネーブ条約は適用できないんだということを言ってきた。

しかし、この二階堂氏に関して言えば、五六年まで抑留をされてきました。これは裁判の中では、スパイ罪で抑留されていたので普通のいわゆる捕虜とは違ふんだ、そういう扱いだったんだという説明がありました。ところが一九九一年、ソ連当局は二階堂氏の名誉回復を行い、労働証明書が発行されました。

ですから、これは現在のこういう新しい時点では、ソ連自身があれは間違っていたというところを認め、名誉を回復し、労働証明書を発行したんですから、二階堂氏の場合にはこれは四九年条約は適用できるはずだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(高岡完治君) ただいまの先生の御質問につきましては外務省から御答弁をいたさるべきものと思っておりますので、恐縮でございますが、今ここにおります、よろしく申し上げますか。

○説明員(小町恭士君) お答え申し上げます。

ジュネーブ条約が日ソ間で発効いたしましたのは一九四四年十一月十日でございますけれども、一九四五年の敵対行為終了直後に始まるシベリア抑留問題につきまして、このジュネーブ条約第三條約がそのまま適用されるということには無理があると思っております。

○委員(高岡完治君) 私は全体のことを言っているんじゃない、二階堂氏のことに限って質問をしているんですが、その場合もやはり無理だということではございませんか。

○説明員(小町恭士君) そう考えております。

○委員(高岡完治君) それはちよつと理解しがたいんですけれども。

五六年まで抑留されていたんですね。それで、最初これはスパイ罪だということで抑留されたという説明だったんですよ。ところが名誉回復されたという説明はなかつた。それで労働証明書も出さ、一九九一年にそのような措置がソ連側からとられたわけだから、それでも適用できないというのなら、ソ連が間違つたと言っているのをそれは間違いないんだというふうなことを主張するようなことと同じなんです、ちよつと納得しかねます。

○説明員(小町恭士君) 何度も同じことで恐縮でございますけれども、先ほども申し上げましたように、ジュネーブ条約が日ソ間で発効いたしましたのが一九四四年十一月十日でございますので、一九四五年の敵対行為終了直後に始まりますこのシベリア抑留問題について、ジュネーブ第三條約がそのまま適用されることには無理があると考えております。

○委員(高岡完治君) ちよつと押し問答みたいになるんですけれども、五三年に日本はこのジュネーブ条約に入っています。ソ連も五四年にジュネーブ条約

に入っていますので、ですから何か、経緯からいってこれが適用できないというふうに主張されるのには何とも私は納得できないということをはつきり申し上げたいというふうに思います。

これは、司法の側がいろいろな形でもってその法的な解釈をするというんならそれは一つの立場だと思えますけれども、やはり何とかして補償してあげなきゃいかぬという立場に立てば、もっと違つたアプローチがあつて私はしかるべきだといふふうに思います。もう一度はつきり申し上げますが、ソ連がこれは間違つた処置なんだと言つていたのに適用しないというのは何とも理解しがたいということ、これは押し問答になりますからもうやめますが、私は強調したいというふうに思います。

先ほど質問が一つありましたけれども、もう三月三十一日、今月末で例の平和祈念基金に基づく慰労事業の申請の期間が終わつてしまつたということになる、そうするとこの三月三十一日までの問題も終わつてしまふ。しかも、今の二階堂氏の問題についてもそういう立場であればみんな終わりになつてしまふ。あらゆる問題が終わりになつてしまふというのがこの三月三十一日に来るといふ、こんな状況にあるわけです。もし現在の法律の解釈によれば、東京高裁が示したような判断以外にないんだということであれば、ますますこの不合理性というのは一層明白なものに私はなると思ふんです。

もしそうであるならば、私は新規の法律をつくるべきだ、そうしなければその方々を救ふことはできないというふうに思ふんです。アメリカでもヨーロッパでも新規の自国の法律をつくつて、こういう方々にきつと国家として報いる措置をとつていふというふうには私は認識しております。そういう点で、もっと大きな政治的な立場でもってこの問題に対処しなければならぬ私は思ふんですが、総務庁長官のお立場、考え方を聞かせていただきたいというふうに思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 戦後五十年近くたつて

おるわけでありまして、今先生が申された点等々、いろいろ各方面からさまざまな問題が指摘され、要望が寄せられていることは承知をいたしておるわけでございますが、今の外務省からのシベリア抑留者に対する問題あるいは個別の問題等々につきましても答弁があつたわけでございまして、事実関係の認定というものは総務庁では何とも言いようがないというふうなことでございまして。

○藤澤弘君 もう一つ具体的な問題について御質問いたします。それは戦後処理の未処理の問題についてです。

それは中国の山西省の残留部隊の問題であります。これは、議事録によりましてこの内閣委員会でも過去に一、二度取り上げられて議論されているところでありますけれども、改めて御質問したいというふうに思います。

これは、御承知のとおり、中国の山西省で二千六百名の将兵が当時の中国政府軍を支援し、中国共産党の八路軍と戦つたというために残留した問題です。この政治的な中身について私はあれこれここで問題にしているのはございせん。問題は、この残留された方々の処置の問題であります。

二千六百名の方が残つたわけですが、その兵士の方々は知らないうちに現地部隊の処置がとられたため、帰国しても将兵としての扱いを受けていない、正当な処遇を受けないまま今日に至つていふ。政府の側は、その理由として、この残留は軍の命令によつて行われたものではない、自由意思によつて行われた、だからそういう処置はとらないんだというのがこの立場であると。それがこの中国山西省残留部隊問題として今日まで統一している問題であります。

自由意思に基づいて残留したんだというのが、これは成り立たない理由であるということ、これは証言等によつて明らかになっておりますが、私はきょうはもう一つの問題、非常に私が奇妙に思ふ問題について政府に質問をいたします。

政府は、一九七三年に、現地で亡くなられた方五百五十名のうち二百六十名に対して現地部隊の解除をして、弔慰金や公務扶助料を受け取ることが出来る処置をとりました。このこと自体は当然のことだと思ひます。そのことを私は問題にしてゐるわけではございませんが、五百五十名のうち二百六十名にそういう処置をとつて、なぜ他の方々にそういう処置がとれないのか、一体どういう基準でもつてこの二百六十名の方にそういう処置をとつたのか、御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(村瀬松雄君) 御説明申し上げます。

本件は、ただいま先生からお話がございましたけれども、当時中国山西省におきまして日本軍、第一軍でございまして、二千六百名が命令によつて残留した、こういうことでございまして。政府といたしましては、昭和二十八年から二十九年までの間に、現地に残留して帰還されました方々、当時の幹部の方々、それから下士官の方、兵の方に広く調査をいたしました。どういう事情で残留されたのか、本当に命令によつて残留させられたのか、そういう調査をしたわけでございまして。通信調査もいたしましたし、また厚生省の方にも来ていただきましたし、お伺ひいたしました。その結果、これを要約いたしまして、昭和三十一年に国会に調査を御提出いたしました。御説明申し上げたところでございまして。

その調査によりまして、これは大きく分けまして二つの時期がございまして。まず前半と申しますか初めのころは、当時山西省の司令官であります閻錫山、この司令官が正確に第一軍に情報を流してはなかつた。日本軍は南京に支那派遣軍がおつたわけですが、この支那派遣軍が命令なり情報を第一軍に流しておつたんですが、これが通知されてはなかつた、連絡されてはなかつた。それから山西軍の方は、中国国民政府から日本人の山西軍の編成を禁止する、こういう命令が来ておつたんですけれども、そういう命令が日本軍に通知されてはなかつた、こういう時期が実はあつたわけなんです。

それで、当時第一軍は約六万おつたんですけれども、一万人残さなければ全員復員させない、こういううわさを流して日本軍を動揺させたわけなんです。そのときはもう大変日本軍も動揺いたしました、約一万人ぐらゐの兵隊さんが残る意思をはつきりさせていたわけなんです、これは特務団と称したんですけれども。

そういう状況だったんですが、その後、二十一年三月になりました、南京にあります支那派遣軍の方で、太原というところにいるんですけれども、第一軍の状況がはつきりわからない、ひとつ現地の情報を調べてくれ、こういうことで当時の支那派遣軍の司令官が、参謀を、宮崎中佐でございまして、太原に派遣したわけなんです。それでいろいろ調査をいたしますと正確な中央の情報が第一軍に伝わつていない、そういうことがわかつたわけなんです。それで、第一軍といたしましては全員帰還だ、これは支那派遣軍司令官の全員帰国、復員という基本的な考えというものがわかりまして、それから中央からの情報なり命令なりというもののはつきりしましてそれで全員帰還しよう、こうなつたわけなんです。

それで積極的な帰還の方策がとられたわけなんです。部隊長はもちろんですけれども、幹部の方々が下士官なり兵隊さんに対してそういう状況がはつきりしたわけだから、もう全員帰るんだということを言われまして、それで結局説得した結果、二十六名の方が残留をされたんです。それでやむを得ず、最高司令官、第一軍司令官が現地召集解除の措置をとつた、そういう事情でございまして。

○藤澤弘君 大変長い説明で、結局よくわからないんですが、非常に端的に聞きます。二百六十名の方には何かの処置をとられたんですが、それは軍の命令によつて残つたものだということがわかつたのでとられたんですか。

○説明員(村瀬松雄君) 軍の命令ではなくて、自己の意思で残つたということがわかつて現地召集を解除したわけなんです。ところが、先ほどの先生の

お話ですが、二百六十名についてどうしてこれを見直したかということですが、これは実は、三十一年から三十三年にかけて国会でいろいろ御議論がございまして、御遺族の心情に配慮いたしましてそういう措置をとったものでございまして、一つだけ最後に申し上げて私の質問を終わります。

今の説明を聞いても本当によくわかりません。現に今ちょっと名前も出ました宮崎舞市氏、残留部隊の第一軍の作戦主任参謀をやっておられた方、それからこの問題を精力的に今訴えて、私自身も陳情を受けました、山西省のこの問題の協議会の会長をやっておられる相楽圭二さん、この方々ももう高齢ですけれども健在でおられる。この方々が実際の内容を本当によく知っておられるわけですから、この方々から正式に、公式にちゃんと話を聞いてこの問題に対処すべきだということに私は思います。

そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○吉田之久君　まず、恩給法の改正について申し上げます。

いろいろとほぼ完璧に近い公的年金と比較して、恩給受給者の方々に對してなお一層の改善を図ろうということで総合勘案されまして、平均二・六六%の引き上げを行われる、あるいはまた必要な諸般の措置を講じておられるということにつきましては私も納得している一人でござい

ます。

しかし、先ほど高井委員あるいは聴講委員また他の委員の方々もそれぞれお触れになりましたけれども、恩給法の改正のたびごとに私どもが思い悩みますことは、恩給受給者の方々とその一歩手前であつて全然受給できない人たちの間の落差、それが今日だんだん年老いた人たちの中に非常に複雑な心理的なしこりを残しておる、こういう現実を考えざるを得ないのでございます。いろいろ過去にみんなが趣意書を集めて、特に軍人恩

給の場合十二年で一つの線を引かれたということなのでございしますが、今にして思えば、外地勤務も含めまして十二年の経験年数で線を引いたことが本當に適正なのかどうかという問題を考えるべきときに来ているような気がするわけでござい

ます。

満州事変、支那事変からあの大東亞戦争に突っ込んでいったわけでございしますが、本格的に我が国が全面戦争に突入したのは昭和十六年十二月八日でありまして、戦争が終わったのが昭和二十年八月十五日でございします。現実には計算いたしますと三年九月と一週間でございます。あの全面的な戦争に突入した中で、私どもの同輩の諸君も国家のために命をささげようと思つて続々と少年兵、志願兵として軍に入つております。その人たちは四年間の戦いには参加してないわけでありまして、しかも、少年兵になつて陸海軍に入つたとしても、直ちにその日から外地に勤務するのはまづないはずでございします。内地で訓練を経てから行く。だとするならば、あの大東亞戦争に真っ向から挺身していった人たちはどんなに計算しても十二年にならないわけでございします。

一方、昭和八年に軍籍を置いて昭和二十年まで勤続して軍人として服務をした方々もいらっしゃる。この十二年間を軍人として務め終わるのは普通の兵隊さんの場合にはちよつとそれは極めて珍しいケースでありまして、大体職業軍人の方々がその範疇に入らうと思ふんです。

こういうことを考えますと、本當に命をかけてあの戦争に参加し、あらゆる犠牲に耐えながら頑張つてきたにもかかわらず、軍人恩給の資格者にはなれないという人たちが、十五歳で少年兵に入つた人たちもそろそろ七十歳に近づいております。また、昭和八年以降軍役に服された方々、年齢的に二十で召集されたとしてほぼ八十歳になつてこられてゐるわけなのでございします。いかに長寿社会になりまして、老い先の短い人たちが、しかしともに戦友として国家のために戦つた、それが集まつて一部の人は恩給をもらつてお

る。それはそれでいいけれども、おれたちは恩給の受給者になり得ない。この複雑な心理状況の屈折というものを、これをそのまま放置してこの人たちの人生を終わらせるべきではない。

特に、いま一つ、従軍看護婦の方々も全く同じ立場にあると思ふんです。ですからこの辺で、既にきょうまで経過してきた旧軍人恩給の受給者の方々はそれはそれで結構でございますけれども、その手前で残されて、木杯をいただいたり感謝状をもらつてそれで満足している方もあるでありまして、うしろを、何となく胸に落ちないというしこりを持つてゐる人たちがたくさんいらっしゃると思ふわけでございします。

今、例えば十年以上経たない十二年に満たない人たちがどのぐらゐ存在するか、あるいはこのまま推移して、先ほども同僚委員から質問がありましたが、だんだん受給者が年々減つていくはずでございします。そういう傾向がどういうラインを描いていくか。逆に言うならば、かつての運用の資格者のピーク時においては、資格者が何人おられて、遺族は何人おられて、受給総額は幾らであるか、現状は幾らであるか、十年から十二年に満たない人たちはどのぐらゐいらっしゃるかと、そういうことをまとめて御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(高岡完治君)　具体的な数字について先にお答えをさせていただきますと存じます。

恩給欠格者は、これは私ども平成元年十月の時点で抽出調査をさせていただきましたが、その数字はトータルで二百五十三万人でございまして、その二百五十三万人のうち、十年を超えておられて十一年未満という方が十三万一千人、それから十一年を超えて十二年未満の方が十二万三千人でございまして。

それから、今まで私ども、この恩給欠格者の方々に慰藉するための事業を展開する事業経費として、平成二年から今年度まででございますが、その数字をまとめて申し上げますと約四十七億二千万円の事業費をトータルとして投入いたしました。

からの重要な仕事として私も展開をしていくつもりでございます。

事務的なことではございますが、お答えさせていただきます。

○吉田之久君 大臣にお答えいただく前に、さらにちょっと質問を申し上げます。

今の答弁を聞きまして、気持ちとしては政府の若い指導者の方々もよくわかっていらっしゃるという点で私も非常にうれしんでございますが、しかし、わかっているだけではどうにもなりませんし、先ほどの官房長官のお話でも、だんだんと問題点が見えてきた、悩んでおる。しかし、悩んでおるだけではどうにもならぬわけでありまして、それから展覧会とか調査とか、これをやられるのは結構でございますが、やっぱり片方で、ほとんど同じ戦争に行きながら、あるいは人によつては先に入隊しながら全然もろっていない、片方の方は現に何十万、何百万と一年間にもらつておる。これはちよつとやつぱり耐えられないものがあると思うんですね。何も生活に困っているわけではございません。その金があれば生きていけないわけではないけれども、戦友が集まつたて何だか溝がでちやつてグループが分かれてしまふとか、どう見てもかわいそうなんです。

だから今からでも遅くはない。十二年の規定を十一年にまずは下げましようとか、また、一、二年の経過を見て十年に下げましようとか、あるいは戦地加算を三倍にすべきところを四倍にしましようとか、やつぱり時代とともに年金は変わつていふと思うんです、もつと貧しい時代には年金さえ出せなかつた時代があつたんですから。だから、今の日本のこの状況の中で、ほかにいふつぱい問題があるけれども、まずはとりあえずその辺からでも問題を解決すべきではないかと思うんですが、長官、いかがでしょうか。先に長官お願いします。

○国務大臣(鹿野道彦君) ただいまの吉田先生からのお話の点につきましては、私ども、関係の方々からも長年にわたりましていろいろお話を聞

かせていただき、そのような方々のために何とか方法がないものだろうか、そういう御要請に對してこたえることができないだろうかといふふうなことも、いろいろと私も取り組まさせていたいただいてきたところであります。

ただ、どうしても公務員の年金制度という性格からいいますと、在職年数でどこかでやつぱり一定の線を引くといふふうなことはやむを得ないのではないかと。現行の資格年限、在職中の基本的な約束事でもございまして、退官してもう三十年以上経過している今日において、今先生おっしゃつたような形で見直していくことはなかなか難しいことではないかと、このように考えるところでございます。

○吉田之久君 もとよりそう簡単なことではないと思います。しかし、だからほつておくと云つていいの。私は、政府も考えるから我々議會も考えるべきだといふこれからの重要なテーマの一つだと思ひますので、その点はひとつ、担当される大臣として大いに閣議の中でも、そういう意見もつとだと思ふといふやつぱり思いを吐露していただきませんかね。まあそのぐらゐにいたしておきまして、時間がありませんで。

大変不幸なニュースといひまして、UNTA Cの軍事要員でバングラデシュの兵員がついに亡くなつたという記事を見て、私たちが非常に悲しく思ひます。しかし、この種のことが、日本から派遣されているPKOの部隊の頭上に絶対起こらないとだれも断言できないと思うんですね。だから、この不幸な事件を機会に、なお、こういう危険に對してどう対応すべきかといふことを、これは外務省も防衛庁も真剣に考えてもらわなきゃなりません。

まだわからないと思ひますが、バングラデシュの人が亡くなつています。兵員が一人亡くなつていらつしやいます。このときこの部隊はどういう対応をしたのかしなかつたのかといふことも、やつぱり大いに検討すべき問題だと思ふんですね。もしもそういう事件が起こつたときに、日本

のPKOがじつとしておつて死んで、それでよかったとも言えないし、戦つたからいい、下手に戦つたからこうなつたんだと言われてもかわいそうです。これはこれからの大事な問題の一つだと思ふんですが、どういふ気持ちでこの調査、あるいはこれを教訓としてどういふふうに対応されようとしているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(秋次郎君) 吉田先生からお話ございましたように、二十七日の夜八時半でございますが、シエムレアプ州のアンコールチュムというところ、これはシエムレアプの北西四十キロの地点でございますが、バングラデシュの歩兵大隊のキャンプに對して、ボル・ポト派とみなされる武装集団の攻撃があつたといふことで、同隊員の一名が負傷して六時間後に死亡したといふUNTA Cの発表がございました。

このシエムレアプ州と申しますのはカンボジアの北西部でございます。停戦違反がしばしば起きるところでございます。そのほかバクタンバ州とかコンボントムという州が若干停戦違反がありますが、シエムレアプ州が大変一番多いといふ地域でございます。

こういつた敵対行動で死亡したのは実は初めてでございます。今までもUNTA Cの軍事要員といふのが二十九名ほど死亡しておりますが、これは今までは交通事故とか病氣とか、そういうものでありましたが、こういつた敵対行動で初めて死者が出たといふことは、大変私も遺憾に思つております。

なお、自衛隊の部隊は、このシエムレアプ州からは最も離れております東南部のタケオ州におりますが、このシエムレアプ州には我が国の警察官九名がおります。現地と衛星通信でつながつておりますので、直ちに無事を確認しておりますが、いづれにいたしましてもシエムレアプ州といふところはそういう事件の大変多いところでございまして、私どもの方としてもUNTA Cの明石代表に對して今川大使から要員の安全確保に

つては十分配慮をしてもいいといふことを強く申し入れをしておるところでございます。

先生の御質問の中にバングラデシュが応戦をしたのかといふお話がありますが、UNTA Cの発表では、必ずしもはっきりいたしません。が、夜間攻撃をされたときに若干ながらバングラデシュの歩兵部隊が応戦をしているといふような報告も一部なされておるところでございます。

いづれにいたしましても、大変遺憾な事態でございまして、私ども停戦合意は崩れていないとは確信をしておりますが、こういう一部の地域において依然として停戦違反があるといふことを大変遺憾に思つておる次第でございます。

○吉田之久君 大変不幸な、しかし我が国にとつてもPKOの将来にとつても極めて重大な事件だと思ひます。したがつて、単に国連UNTA C任せではなしに、日本の協力隊の本部として独自で徹底的に分析して、我がごとと思つて、もしも日本の場合にそういう状況になつたときにどう対応すべきか。今問題の指揮、コマンドのあり方についてもう一遍この辺で真剣に考えるべき問題だと思ひますので、これはまた機会を見て、どういふ調査をされ、どういふ対応をなさつていられるか、お聞きしたいと思ひます。

ほとんど時間がなくなりましたので、中途半端な質問はやめまして、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○寺澤芳男君 先ほど、前自民党副総裁金丸さんが釈放されたといふニュースを聞きました。この金丸さんの問題は非常に国民の中での政治不信を深めてまいりまして、今やはり大変我が国の政治全体が危機の状態に接しているといふふうに私は非常に厳しく思つております。

鹿野長官にもぜひ御意見を伺ひたいんですが、政治の腐敗の根源は行政の不透明性にあると思ひます。すなわち、官僚が行政情報を私物化して、これに一部の政治家が寄生することによつて利権政治がはびこつていふと思ひます。日本では、行政情報を入手することに対する強

い制約があつて、これは皆さん御存じのように日米構造協議の組上にも上げられております。少なくとも欧米先進国と同等の透明性を確保するための手だてをとるべきだと思ひますが、長官の御意見をぜひ伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今、先生申されたところ、この問題につきましては行政をもつと公正にして透明な行政を確保してほしい、そうあるべきだ。いわゆるきちんとしたルールを持つて事と当たるべきだと、そのような強い国内におけるところの声、並びに国内だけではなしに、諸外国からもつと明らか行政のあり方というふうな形にすべきではないか、こういう強い要請、要望が出されてきたわけであります。

そのような考え方に立ちまして、長い間の懸案事項でもあるわけでございますから、私も思ひましたし、ぜひ対応していかねばならぬ、こういうふうなことで今日、行政手続法を今回の国会に提出をさせていただく、鋭意最善の努力をさせていただいていこうと思ひます。

○寺澤芳男君 今、長官がおつしやつた行政手続法では私は全く不十分であると、こう思つております。もつと本格的な手だてをとつていただかないと日本の政治は大変なことになると先ほど申し上げた危機感を持つております。やはり行政の透明化を促す議会制民主主義の基本法として、少なくとも欧米のサミット加盟国と同様、情報公開法を直ちに制定すべきだと思つております。

この議会制民主主義の基本的な条件である制度の導入が、ほかのいろいろな問題と同じように、対外摩擦と同じように外圧によつてつくられるというふうな国辱的なことではなくて、やはり我々の力でこれをつくつていきたいというふうな思つております。

一日も早く我々の主体的な立法によつて実現する必要があると思ひますが、もう一度総務庁長官の御意見を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 行政情報の公開につき

ましては、今先生申されたところに、いわゆる公正で民主的な行政運営を実現し、行政に対する国民の信頼を確保するという観点から積極的に取り組んでいかなきゃならない、こういうふうな認識を持つております。そのような中で、文書閲覧窓口制度を一層充実するなど、国民の必要とするところの行政情報の公開に努力をいたしておるわけでございます。

また、その一環といたしまして、平成三年十二月の国民一般からの行政情報の公開請求に對しましては、各行政機関が公開の可否を判断するため共通的な基準として行政情報公開基準を策定したところでございます。引き続き行政機関が管理する文書を広く公開する立場に立ちまゝして的確に運用し、行政情報の公開を推進してまいりたいと思つております。

今、先生申された情報公開の制度化の問題につきましては、平成二年九月の情報公開問題研究会の報告でもいろいろと検討課題が指摘されておるわけでございますけれども、結論といたしましては、合意を見るにいろいろ問題から至らなかつたわけでございます。引き続き調査研究を進めていこうと思ひます。

○寺澤芳男君 この問題は非常に大事な問題でありまして、結局、何回もしつこく申し上げるようでありまして、やはり議会制民主主義の基本的条件だろつと思ひます。

そろそろ時間が来たようですが、そういうことで、我々としてはぜひ行政の透明性というものをあらゆる立場であらゆる観点から盛つた欧米のサミット加盟国と同様の情報公開法を直ちに制定すべきであらうということをもう一度重ねて強調いたしまして、私の質問を終わります。

○委員長(守住有信君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(守住有信君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(守住有信君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

喜岡君から発言を求められておりますので、これを許します。喜岡君。

○喜岡君 私はただいま可決されました恩給法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党、民主改革連合、日本新党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の實質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 戦地勤務に服した旧日赤看護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金の増額

について適切な措置をとること。

一 恩給資格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(守住有信君) ただいま喜岡君から提出されました附帯決議案を議題として、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(守住有信君) 全会一致と認めます。よつて、喜岡君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鹿野総務庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。鹿野総務庁長官。

○国務大臣(鹿野道彦君) ただいまの附帯決議につきましては、今後慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○委員長(守住有信君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(守住有信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、自衛隊の海外派兵の即時中止に関する請願(第六二二号)

(第六二二号)

一、共済年金の改善に関する請願(第六二〇号)

一、シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願(第六二三号)

一、南樺太・千島に抑留された者に対する慰勞金品の支給に関する請願(第六二四号)

一、シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願(第六二五号) 一、南樺太・千島に抑留された者に対する慰勞金品の支給に関する請願(第六二六号) 一、従軍慰安婦などの戦後補償に関する請願(第六二七号)	自衛隊の海外派兵の即時中止に関する請願 請願者 東京都渋谷区代々木二ノ一八ノ四 益田照子 外六十二名 紹介議員 高崎 裕子君 この請願の趣旨は、第五六五号と同じである。	支給に関する請願 請願者 新潟市医学町二ノ七四の一 関川 信二 外千百五十八名 紹介議員 吉川 芳男君 この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。	南樺太・千島に抑留された者に対する慰勞金品の支給に関する請願 請願者 岐阜県土岐市土岐津町土岐口一、五一ノ二 鈴木善之 外百五十五名 紹介議員 藤井 孝男君 この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。
一、シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願(第六四〇号) 一、南樺太・千島に抑留された者に対する慰勞金品の支給に関する請願(第六四二号) 一、シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願(第六四四号) 一、南樺太・千島に抑留された者に対する慰勞金品の支給に関する請願(第六四三三号) 一、シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願(第六四四号) 一、共済年金の改善に関する請願(第六四五号) 一、従軍慰安婦などの戦後補償に関する請願(第六四九号) 一、シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願(第六六二二号) 一、南樺太・千島に抑留された者に対する慰勞金品の支給に関する請願(第六六三三号) 一、シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願(第六六四四号) 一、南樺太・千島に抑留された者に対する慰勞金品の支給に関する請願(第六六五五号) 一、共済年金の改善に関する請願(第六六七六号) 一、従軍慰安婦などの戦後補償に関する請願(第六六七七号) 一、従軍慰安婦などの戦後補償に関する請願(第六六八八号) 一、文書館専門職員養成制度の確立に関する請願(第七一二号) 一、共済年金の改善に関する請願(第七一四号) 一、共済年金の改善に関する請願(第七一七号)	第六二〇号 平成五年三月十二日受理 共済年金の改善に関する請願 請願者 福岡県柳川市筑紫町三六六 相浦 敬次郎 外二十名 紹介議員 吉村剛太郎君 この請願の趣旨は、第六号と同じである。 第六二三号 平成五年三月十二日受理 シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願 請願者 山口県光市室積市延 早川定雄 外二十八名 紹介議員 二木 秀夫君 この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。 第六二四号 平成五年三月十二日受理 南樺太・千島に抑留された者に対する慰勞金品の支給に関する請願 請願者 山口県光市室積市延 早川定雄 外二十八名 紹介議員 二木 秀夫君 この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。 第六二五号 平成五年三月十二日受理 シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願 請願者 新潟市医学町二ノ七四の一 関川 信二 外千百五十八名 紹介議員 吉川 芳男君 この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。 第六二六号 平成五年三月十二日受理 南樺太・千島に抑留された者に対する慰勞金品の支給に関する請願	第六三六号 平成五年三月十五日受理 従軍慰安婦などの戦後補償に関する請願 請願者 北海道標津郡中標津町二七線北一三 山田満伸 外四百九十九名 紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。 第六四〇号 平成五年三月十五日受理 シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願 請願者 広島市佐伯区坪井一ノ二九ノ三 山田浩造 外六十九名 紹介議員 藤田 雄山君 この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。 第六四四号 平成五年三月十五日受理 南樺太・千島に抑留された者に対する慰勞金品の支給に関する請願 請願者 広島市佐伯区坪井一ノ二九ノ三 山田浩造 外六十九名 紹介議員 藤田 雄山君 この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。 第六四二二号 平成五年三月十五日受理 シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願 請願者 岐阜県土岐市土岐津町土岐口一、五一ノ二 鈴木善之 外二百一十一名 紹介議員 藤井 孝男君 この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。 第六四三三号 平成五年三月十五日受理	第六四四号 平成五年三月十五日受理 シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願 請願者 熊本市八王寺町八一五東南合同ビル 高瀬潤吉 外九十八名 紹介議員 守住 有信君 この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。 第六四五号 平成五年三月十五日受理 共済年金の改善に関する請願 請願者 福岡市南区塩原三ノ五ノ五 重松 栄生 外三百四十七名 紹介議員 吉村剛太郎君 この請願の趣旨は、第六号と同じである。 第六四九号 平成五年三月十六日受理 従軍慰安婦などの戦後補償に関する請願 請願者 北海道瀬棚郡今金町字神丘二二五ノ五一 市村忠文 外四百九十九名 紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。 第六六二二号 平成五年三月十六日受理 シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願 請願者 札幌市白石区本通一四丁目北四ノ三〇 越智健一 外二百九十二名 紹介議員 北 修二君 この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。
第六二二号 平成五年三月十二日受理	南樺太・千島に抑留された者に対する慰勞金品の支給に関する請願	第六四三三号 平成五年三月十五日受理	この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第六六三号 平成五年三月十六日受理

南樺太・千島に抑留された者に対する慰労金品の支給に関する請願

請願者 札幌市白石区本通一四ノ北四ノ三

○ 越智健一 外二百八十九名

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第六七四号 平成五年三月十七日受理

シベリア等に抑留された者の戦時加算に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原八二八 井上

万吉男 外二十八名

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第六七五号 平成五年三月十七日受理

南樺太・千島に抑留された者に対する慰労金品の支給に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原八二八 井上

万吉男 外二十五名

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じである。

第六七六号 平成五年三月十七日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 大分市大手町二ノ三ノ一二社団法

人大分県市町村職員年金者連盟会

長 佐竹豊

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六七七号 平成五年三月十七日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 鹿児島市平川町七二〇 中原尚

志 外四千九百十八名

紹介議員 下稻葉耕吉君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六八八号 平成五年三月十七日受理

従軍慰安婦などの戦後補償に関する請願

請願者 北海道虻田郡京極町八〇九ノ一

四 佐々木貞夫 外五百二十六名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。

第六九五号 平成五年三月十八日受理

従軍慰安婦などの戦後補償に関する請願

請願者 北海道上川郡清水町御影本通五丁

目 安宅寅 外四百九十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。

第七一二号 平成五年三月十八日受理

文書館専門職員養成制度の確立に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂四ノ三ノ一八

関根敬一郎 外九千二百七十六名

紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第七一四号 平成五年三月十八日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 横浜市南区平楽二二〇 麦井恒

雄 外十八名

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七一五号 平成五年三月十八日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 山口県萩市榎屋町七二ノ三七 末

永明

紹介議員 藤江 弘一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

紹介議員 檜崎 泰昌君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七一七号 平成五年三月十八日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 仙台市青葉区藤松一七ノ一五 横

山鐵郎

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

平成五年四月二十日印刷

平成五年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K